

平成29年3月定例会会議録

平成29年豊郷町議会3月定例会は、平成29年3月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	山 口 昌 和
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	馬 場 貞 子
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎

産業振興課長	土田祐司
上下水道課長補佐	森本智宏
教育次長	岩崎郁子
社会教育課長補佐	秋尾一義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会議務局長	角田清武
書記	寺田理恵

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|--------|--|
| 選挙第 1号 | 副議長の選挙について |
| 選挙第 2号 | 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の補欠選挙について |
| 議第 1号 | 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議第 2号 | 豊郷町同報系デジタル防災行政無線整備工事請負契約の変更につき議決を求めることについて |
| 議第 3号 | 豊郷町犯罪被害者等支援条例案 |
| 議第 4号 | 豊郷町税条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 5号 | 豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 6号 | 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 7号 | 豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 8号 | 豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 9号 | 豊郷町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 10号 | 豊郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 11号 | 豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 12号 | 豊郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 13号 | 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 14号 | 平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第5号） |
| 議第 15号 | 平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議第 16号 | 平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議第 17号 | 平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| 議第 18号 | 平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議第 19号 | 平成29年度豊郷町一般会計予算 |
| 議第 20号 | 平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算 |

- 議第 21号 平成29年度豊郷町下水道事業特別会計予算
- 議第 22号 平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
- 議第 23号 平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第 24号 平成29年度豊郷町水道事業会計予算
- 請願第 1号 豊郷町の介護保険制度をよくする請願
- 発委第 1号 豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案

西澤清正議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、平成29年3月第1回豊郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

去る2月23日にお亡くなりになりました故西山勝様のご冥福をお祈りいたしまして、まず黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙禱。

議 員

(黙禱)

西澤清正議長

お直りください。

ご協力ありがとうございました。

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようによろしく願います。また、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、そのほか議事の妨害となる言動を慎んでいただくようお願いいたします。また、採決の際はみだりに離席をしないようよろしく願います。

なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴をしていただくようよろしく願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、佐々木康雄君、11番、河合勇君を指名します。

日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

西澤清正議長

異議なしと認め、よって会期は本日から3月24日までの19日間と決定しました。

西山勝副議長が亡くなられ、副議長が欠けました。

日程第3、選挙第1号 豊郷町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

事務局 長

(議場閉鎖)

西澤清正議長

ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、中島政幸君、2番、村岸善一君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

事務局 長

(投票用紙配付)

西澤清正議長

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

配付漏れなしと認め、投票箱を点検いたします。

立会人の方、よろしく申し上げます。

(投票箱点検)

西澤清正議長

異常なしと認め、ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

議 員

(投票)

西澤清正議長

投票漏れはありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票をいたします。

立会人は開票の立会をよろしく申し上げます。

(開票)

西澤清正議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数11、有効投票11、無効投票ゼロであります。

有効投票のうち、前田広幸君6票、鈴木勉市君4票、北川和利君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、前田広幸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

事務局 長

(議場開放)

西澤清正議長

ただいま副議長に当選されました前田広幸君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

前田広幸君、副議長の当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

前田副議長 残任期間の間、議長を補佐させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 暫時休憩いたします。
総務産業建設委員会を開会いたしますので、委員の方は隣の議員控室にお集まりください。

ほかの方は、自席でお待ちください。

(午前 9時13分 休憩)

(午前 9時18分 再開)

西澤清正議長 再開いたします。
ただいま総務産業建設常任委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に村岸善一君、副委員長に高橋彰君であります。よろしく願いいたします。
西山勝議員が亡くなられ、彦根市・犬上郡……。

鈴木議員 議長。広報委員の構成はどうなるんですか。

西澤清正議長 残任期間ということで、欠員でこう行きたいと思っておりますが。

鈴木議員 広報委員会は、議長、副議長と各常任委員会の委員長なので、今委員長かえられたんですが、構成はどうなりますか。この報告はしなくてもいいんですか。

西澤清正議長 今、総務産業建設委員会委員長が村岸善一さん、副が高橋彰さんということで、広報委員会はそのまま残任期間ということで、欠員のままで行きたいと思っておりますが。

今村議員 反対。欠員は1人補充すべきだと思いますよ。

西澤清正議長 そういう意見も出ておりますが。

欠員のままで行きたいと思っておりますが、どうですやろ。

残任期間、ことしの11月に当然ありますので、そのまま欠員のままで行きたいと思っておりますので。

議員 異議あり。

西澤清正議長 そんなら、決とらせていただきます。

欠員のままで行ってもいい方、賛成の方、起立をお願いします。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 賛成多数でございまして、欠員のままで行かせていただきます。

西山勝議員が亡くなられ、彦根市・犬上郡営林組合議会議員が欠員であります。
日程第4、選挙第2号 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

事務局 長

(議場閉鎖)

西澤清正議長

ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、中島政幸君、2番、村岸善一君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付します。

事務局 長

(投票用紙配付)

西澤清正議長

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

配付漏れなしと認め、投票箱を点検いたします。

立会人の方、よろしく申し上げます。

(投票箱点検)

西澤清正議長

異常なしと認め、ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

議 員

(投票)

西澤清正議長

投票漏れはありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

西澤清正議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数11、有効投票11、無効投票ゼロであります。

有効投票のうち、佐々木康雄君が6票、鈴木勉市君3票、今村恵美子さん2票、以上のとおり。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、佐々木康雄君が彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

事務局 長

(議場開放)

西澤清正議長

日程第5、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、平成28年11月から平成29年1月分の現金出納検査結果並びに定期監査報告が議会に提出されておりますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第6、諸般の報告として、議長公務・一部事務組合議会報告を行います。議長公務としては報告事項並びに一部事務組合議会の結果報告が提出されていますので、お手元に配付しているとおりでございます。ご了承ください。

日程第7、諸般の報告として、委員会報告を行います。

議会広報常任委員会の報告をお願いします。

村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。

西澤清正議長 村岸君。

村岸議会広報 それでは、議会広報常任委員会より委員会報告をいたします。

常任委員長 平成28年12月7日に第1回目の広報委員会を開催し、第68号の発行日、表紙の写真、構成、裏表紙の団体などについて検討を行いました。

また、27日には第2回目の広報常任委員会を開催し、一般質問や議決の状況などの確認を行いました。

平成29年1月19日には第3回目の委員会を開催し、記事のレイアウトの検討と写真の確認を行いました。

1月25日に第4回の委員会を開催し、各記事の文字数や写真との整合性、誤字脱字のチェックを行いました。

1月31日に第5回の委員会を開催し、表紙の写真の確認や記事の大きさ、タイトル、文章のつながり、文字の大きさなどの確認を行いました。

2月3日に第6回の委員会を開催し、全ページの最終チェックを行い、最終稿を入稿し、2月10日に各戸宛てに配布をいたしました。

今回、お忙しい中、寄稿をいただきましたウオーキングサークル、アザックとよさとの皆様、ご協力いただきましたことにお礼を申し上げます。

また、2月13日には、滋賀県町村議会議長会主催の第40回町議会広報研修会に参加をいたしました。「議会活動への理解と支持を得る広報のポイント」というタイトルで講演があり、その後、第67号とよさと議会だよりのクリニックをしていただきました。クリニックでは、見開きの記事は採決されるまでのプロセスを書いたほうがわかりやすい。委員会報告の項目を絞って、反対討論があれば掲載するほうがよい。文体を統一する。一般質問の答弁は簡素にするほうが読みやすいなど、いろいろご指導をいただきました。

今回の研修を今後の広報編集に活かしていきたいと思っております。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

西澤清正議長

ご苦労さまでございました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第8、議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

議長。

西澤清正議長

町長。

伊藤町長

皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、平成29年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、皆様方には、平素より本町の行政運営に対しまして格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本定例会には、同意案件1件、議決案件1件、条例制定案件1件、条例改正案件10件、さらに平成28年度豊郷町一般会計補正予算を初め、各特別会計補正予算4件、並びに平成29年度豊郷町一般会計及び各特別会計予算4件、平成29年度豊郷町水道事業会計予算を提案させていただいております。どうか慎重審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員が平成29年3月31日付で任期満了になることに伴い、豊郷町大字安食南208番地、村岸隆一郎氏を選任いたしますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴につきましては別紙のとおりであり、任期につきましては平成29年4月1日から3年間でございます。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。よって、議第1号は原案どおり同意されました。

日程第9、議第2号豊郷町同報系デジタル防災行政無線整備工事請負契約の変更につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第2号豊郷町同報系デジタル防災行政無線整備工事請負契約の変更につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

平成28年6月6日の定例議会で契約締結の議決をいただきました平成28年度工事第10号豊郷町同報系デジタル防災行政無線整備工事につきまして、現在、個別受信機を全戸に配布し、電波受信状況により外部アンテナを設置するとともに、役場親局との調整及び各字、各広域避難所に設置しました屋外拡声子局(屋外スピーカー)の調整を行っているところであります。

本工事につきましては、平成28年9月1日の議員全員協議会におきましてご説明申し上げました入札後の近畿総合通信局への無線免許申請時の協議により、当初予定していました再送信子局の許可が得られないことから、屋外拡声子局への再送信子局の設置を変更し、各個別受信機の電波状況により、外部アンテナを設置する工事への仕様変更及び放送室移転に伴う県防災無線設備の移設に係る工事費の追加とする変更設計に伴いまして1,668万1,680円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第2号に対して質疑を行います。

全員協議会で私聞き漏らしたのかもわかりませんが、それでしたらお許しを願いたいと思いますが。

今、提案説明では、この再送信子局整備の子局の設置の許可が得られなかったのではという説明がありました。全協ではそういう説明がなかったようにちょっと。もしあったらごめんなさいですが。であれば、その子局の設置許可が得られなかった理由と子局の許可が認可されていた場合はこれだけの費用がかからなかったのか。ちょっとその費用の説明を求めます。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

9月1日の全員協議会におきましては、入札後に通信局のほうに免許申請をする場合の話ですが、電波状況がアナログの場合が悪いと言われてました吉田地区と雨降野地区、それと安食西地区を電波の受信をよくするために当初の設計ではその3カ所に子局というのを設置して、そこから各家庭に音量といいますか、音声がよく聞こえるようにしましょうということで設計をしておりました。その他の地域につきましては、一応今までの電波調査では正常に入るだろうという中で設計をしました。

ところが、近畿総合通信局の考え方としましては親局が1局でございますので、子局も1局に入りますから、ですから豊郷が申請しましたら4局で電波の免許の、電波といいますか、何メガヘルツというのがあるんですが、それが4局になるんですが、この辺が通信局との調整をしまして、2局なり、3局にもならないかという協議した中で、豊郷のこの地域性を考える場合は1局しか無理であるというのが総合通信局の最終的な判断でございました。

そうしますと、先ほど言いました3局について、やはり電波が弱いのではないかとということがありましたので、そういったことについてはやはり外部アンテナで設置をして受信をよくするということを考える必要があるのではないかとということで全員協議会のときに説明をさせていただきまして、その仕様の変更をお願いをしまして、その仕様変更により今日まで工事のほうを進めてまいりました。

結果的に、金額の問題でございますが、当然、再送信子局の分が、直接工事費ですが2,500万円余りが減額になっております。ただ、外部アンテナに対応することが必要になりますので、逆にその工事が2,400万円ほどふえております。

それと、外部アンテナのアンテナ自身を購入する必要があります。その購入費を全て含めまして、先ほど提案説明にありましたように1,600万円余りの増額ということになったということでございます。

以上です。

西澤清正議長

ほかに。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員。

鈴木議員

つまり、3字については受信状態が悪いので、子局を設置するという計画をしたわけですね。その計画に基づいて入札も行ったわけですね。その計画どおりにいかなかったわけでしょう。当初の計画は子局を設置すると。子局を設置して入札をされたわけでしょう。入札を。だけど、その子局が設置できなかったという理由はわかりましたけれども、ほんなら当初からその計画の段階で4局がダメだと。本来計画の段階で、今、総務課長から答弁のあった段階は説明されるべきでしょう。実施に入る前に。そうじゃないですか。

けども、今の話だと4局を設置をするということで計画をして入札をしたと。で、これだけの額が出たと。当初の計画どおりであれば金額はどうなりましたかと私質疑したら、いや、実は、今の総務課長の説明では、子局を設置していくほうが実は高くつくんだという趣旨の説明でしたよね。理解しがたいですよ。

当初は子局を設置をするということで入札されるわけですから、それができなかったときに当初の計画よりも実は高いんだと。今の総務課長の回答聞くとそういうふうにとれるんですよ。理解しがたいですよ。

もう一度納得のいく説明をお願いします。

総務課長

議長。

西澤清正議長

村田総務課長。

総務課長

鈴木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回の設計をする段階で約1年はないんですが、約8カ月ほど前からこの通信局と協議をしてきました。その段階で仮の電波調査の結果を当然通信局に出す必要がありますので、そういった手続を全て行ってきてまいりました。そのときの総合通信局のほうではよいも悪いも言ってなかったんですが、豊郷は1局でないためですよという話は全然ありませんでした。

この電波法の免許については、町が行うのではなくて、施工する業者が申請をするということになっておりますので、当然、入札後にその業者さんのほうで申請をしていただいたということでございます。

それで、入札後に最終的な協議を総合通信局と行ったんですが、そのときの回答が前回よりも変わってきて、豊郷ではやはり4局は無理であるので1局しか許可がおろせないという回答がございましたので、そのための変更を行ったということです。

これにつきましては、9月1日の全員協議会でこういった内容を説明をさせていただいた上に、仕様の変更をさせていただいて工事に入らせていただくということを説明させていただいて、工事のほうかからせていただいたという経緯でございます。

それと、金額の問題ですが、当然、入札の段階では親局と3局を再送信子局で設置するという設計のもとで入札をしております。ですから、その後、入札後の変更があったということで、全員協議会におきましてもそのときの質問の中に工事費の増減についてはどうするかというご質問が全協の中でございました。そのときには、変更につきましては減るもの、当然ふえるものがあるので、そのときに精算しました段階で変更のほうをさせていただくという説明をさせていただいているというものでございます。

それと、金額的なことでございますが、3局の再送信子局を当然取りやめますから、その分の減額としまして機械費で約2,100万円、それと材料費で210万円、労務費で160万円が減額になります。これは直接工事費のみの金額でございます。

それと、そのかわりといいますか、外部アンテナを設置する場合の工事費でございますが、これにつきましては機器としましては1,000万円ほどふえますし、材料費が220万円、労務費が479万円、それとそれ以外の経費ということでかかってくるということでございます。

それと、これ、別に屋外アンテナ、個別アンテナといいますか、これが約489万円が必要になるということでございます。

それと、先ほど説明しました県の防災無線の移設工事費が当然伴いますので、この増額といいますのは380万円かかっております。これは県の防災はNECさんが県のほうの直営で工事をされています。今回、私どもは富士通さんでございます。富士通さんで工事はできないこともないんですが、これも県のほうから指導を受けたのは県の施工業者であるNECさんでないと移設の工事ができないということになりましたので、これを改めて富士通さんを通してNECさんのほうに発注をしていただきました。その分の増額ということでございます。

合計としまして、その工事費、直接工事費で約1,200万円ほどふえておりますし、それに伴います間接工事費、それに一般管理、消費税等がふえておりまして、設計額で2,200万円の増額ということになったものでございます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 1つは、確かに全員協議会でそういう説明は私も聞いています。そのときの課

長の説明は、4局で近畿総合通信局と合意ができたというか、そういう方向で調整をしてるということであったと思います、それは。

工事費の追加が出るというのもありました。じゃ、工事費の追加というのは、一般的に例えば工事をしていって、その追加が出るというのは、これは私も認めます。

ここで言ってるのは、今のお話だと、入札をした後、業者が近畿総合通信局に申請をしたらだめだったというのでこういうことになったということですよ。ところが、今のお話を聞いていますと、この子局を設置しても屋外アンテナを設置してもそんなに影響というか、それでカバーできるのであれば、当初からその外部アンテナにしたほうが入札額が非常に安かったわけでしょう。

今、総務課長がおっしゃったのは、これだけ実は子局を設置しているよりも安いんだと額を説明されました。当初の計画が課長のほうは通信局とたしかあのときは交渉して、おおむね行けるだろうという感触でしたという、そういう趣旨の説明でした、おおむね。

おおむねで入札されたんですか、じゃ、これ。

結果として業者が申請したらできなかつた。

私はこれだけ高くついたのかなと思って質問したら、実はその差額がどうなりますかというたら、いや、子局を設置していくほうが高いんだと。屋外アンテナよりもという説明でしょう。差額で。ではないんですか。

だったら、当初からそういう計画をするべきじゃなかつたんですか。

もう一度聞きますが、子局ができなくなつた。だから、子局ができなくなつた分は幾らですかと聞いているの、私。理解していただけますか。その分を聞いているんです。

なぜそれやったら当初からそういう計画をされなかつたのか。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 再々質疑にお答えいたします。

私の説明が悪いのかなというふうにも、申しわけないと思いますが、もともとの再送信子局の3局の部分でございます。これにつきましては、減額分は2,500万円でございます、金額的には。

もともとなぜ再送信子局3局で入札をしたのかということでもございました。これにつきましては、今までのアナログのことを考えまして、それと今後の維持費を考えますと、その電波の弱いところだけをその3局で補えることができれば、できればですよ、やはり3局のほうがメリットがあるという一定の考え方がござ

いました。

といいますのは、各家庭に個別アンテナを立ててきますと、当然、その維持管理というのが出てきますから、そういったことがございました。

それと総合通信局のほうの協議でございますが、これは業者が行ったから許可がおりなかったということではなくて、これは私どもも同じように申請に行ったわけなんでございますが、これは28年、27年度から協議したんですが、そのときの協議の内容の中で最終的な判断として総合通信局が豊郷は1局しかだめですという結論を出さったということで、そのときでも3局の再送信子局をお願いをまだしていました、通信局のほうには。何とかその辺りませんかということで。

ただ、最終的に電波というのは数がございませぬので、近畿圏でどれだけの電波の数が決まっていますので、その中の割り振りで総合通信局が行っているというような状況です。

そういったことですが、通信局の都合と言うと通信局が悪いのかわかりませんが、その辺の電波の数の調整の中で豊郷さんには1局しか許可がおりないというふうに関に実際に聞いたということでございます。その段階で仕様書の変更を行うということにさせていただいたということでございます。

鈴木議員 見切り発車をしたということやな。

西澤清正議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 今のちょっとまだ疑問があったのでお聞きしたいんですけど。

このデジタル防災行政無線の整備については、入札で豊郷は富士通と契約を交わしましたが、県の防災無線はNECだと。それで、その分を富士通からまたNECにそっちにかかわってまた依頼しなきゃいけないと。

これって、でも、県の防災無線も当然受信するのは当初からわかってた話じゃないんですか。それがなぜ富士通と契約して、今度は、その県の防災無線の経過もNECで富士通からNECにまた依頼をしなきゃいけないとかね。

最初おっしゃった3局子局をできなくなったというのも、その総合通信局の協議の際には担当者がいるからできなくなった場合の話も出てるはずやと思うんですよ。こっちは要望としては各受信、あんまり聞こえが悪い地域にはこういうふうにはやっぱり子局をつくりたいと言うてる話は当然課長から行ってるわけで。町の状況ね。豊郷町の状況。

でも、その近畿の総合通信局だったら、そういう案件でいっぱい来てると思う

んです。各自治体からね。これはここが許認可局やから行ってますやん。ましてや、この業者はこういうことに関しては専門業者ですよ。入札する前にも設計見積もりをどこかに依頼しているわけやから、町が設計見積もりできるわけがないから、こういう専門性の高いやつは。

じゃ、そのときにそういう問題も出てくるかもしれませんというのは、町としては当然、予備知識があっても当たり前じゃないかなと私は一般事務的な問題の入札だったら工事入札か、町内の入札とか、そういうのには専門性ってもう町内のことだから、ある程度のイメージは湧くけど、こういう通信ものとか、そういう特殊な業務じゃないですか、はっきり言ったら。そこら辺が、これ、増額になってくるのが何か、意図的に増額にするのかなという疑問が湧いたんですけど。

この近畿の総合通信局、またそういう通信にかかわる大手のそういう業者の人たちは、お互いにそういうことでやりとりさんざんしてきていると思うんやけど、そういう話は設計段階で子局はできるかできないかわかりませんかとか、そういう話は全然聞かなかったんですか。

何かすごく今の説明だと、課長も真面目に交渉に行ってたというお話ですけど、担当者も含めて、その設計見積もりをするときの段階にもしかしたら豊郷みたいなエリアの小さいところでは1局しかできないよという話とか出なかったんですか。

それは専門性のある話やから、山が多いとことか、電波障害が多いとこやったら、いろんな話は当然つけなあかんという話が、この平たんな土地で電波障害が起きるということは一般的には考えられないとか、そんなこととかはさっきの協議の中とか、設計見積もりをつくるときの段階では全然話は出なかったんですか。ちょっとその辺が疑問だったので、説明してください。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

今回のこの行政無線の工事につきましては、当初からそういった問題が私も聞いておりました。それは議員の皆さんからも聞いておりました。アナログとデジタルの違いというのも質問をお聞きした中でこれまで説明してきました。ですから、アナログは一般的に広く雑音まで拾うという利点はありますが、デジタルはまとも——まともと言ったらおかしいですが、正確なものしか入ってこないということがありましたので、ですから豊郷町は平たんでございますが、平たんだから電波がよいということは必ずしも言えないということはこれまで説明してまいりました。その段階でやはり電波が聞こえない場合については外部アンテナな

り、再送信子局を設置する必要があるということを申し上げてきた中で、現状を言いますと、やはり近いところでも外部アンテナを設置しているところもありますし、遠いところで外部アンテナが要らないところもあります。

これは何が原因なのかというのは実際にはわかりません。といたしますのは、空気抵抗の問題もありますし、建物のこともあります。その辺が正確に出てこないというのは、一番私どもでも判断がしにくいところでございます。

ただ、再送信子局はその3局についてはそのエリアを電波を強めようということでもともと設計のほうに入れさせてもらいました。総合通信局でその話を聞いていないのかという議員のご質疑でございますが、当然、1局、2局、3局、4局という議論は総合通信局と行ってまいりました。3回、4回、私も大阪のほうへ行きまして、その辺は向こうの担当者の方にも十分私どもの地域性を説明した中で協議をしてまいりました。その段階ではよいも悪いも言わないんですが、考え方としては間違いでもないもので、それについては総合通信局も理解は一定していただいたということでございます。

ただ、それが年度変わりがして、最終的に申請をした段階で、やはりこれは電波の、私は近畿総合通信局の電波の持っている数の調整だと思うんですが、その辺の調整の中で1局しかという結論しか、結論は1局になりましたというお話をいただいたということでございます。

ですから、設計の段階ではまだ再送信子局3局で可能であれば行っていきたいという思いで設計のほうに取り組みをさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

西澤清正議長 再質疑ありますか。

今村議員 いいです。

西澤清正議長 ほかにありますか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第2号豊郷町同報系デジタル防災行政無線の整備工事請負契約の変更につき議決を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 賛成多数であります。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

日程第10、議第3号豊郷町犯罪被害者等支援条例案を議題といたします。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第3号の豊郷町犯罪被害者等支援条例案についてご説明申し上げます。

平成16年に制定されました犯罪被害者等基本法に基づく第3次犯罪被害者等基本計画が平成28年4月1日に策定されました。この基本計画のV.重点課題に係る具体的施策の第1 損害回復・経済的支援等への取組のうち、基本法第13条に関係して、給付金の支給に係る制度の充実等の取り組みが挙げられています。

このことから、警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度の導入についての要請とともに、地方公共団体の役割及び積極的な推進が求められているところであります。

本条例は、みずからの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命または身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた町民の遺族または障害を受けた町民を見舞金により支援することで、その精神的被害の軽減を図ることを目的とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終結します。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議第3号豊郷町犯罪被害者等支援条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって議第3号は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

日程第11、議第4号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第4号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、本則第36条の2第1項につきましては、仮認定特定非営利法人の名称変更について改正するものでございます。

また、附則第6条の改正につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設によるものでございます。

附則第7条の3の2の改正につきましては、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長によるものでございます。

附則第10条の2の改正につきましては、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入されたことに伴う条項の追加によるものであり、なお、追加条項については再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税によるものでございます。

また、附則第16条の改正につきましては、軽自動車税のグリーン化特例が前年に引き続き1年間延長されることに伴う所要の規定の整備によるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 今提案説明のありました附則の第6条ですけど、今年度からなりましたこの特定一般用医薬品の医療費控除の特例が平成30年度から平成34年度の5年度に限定をされているのですが、この法の根拠というのは特別措置法なのかどうか、ちょっとこの5年に限定されているという説明をお願いします。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

地方税法の改正でございますので、5年間の特例ということでご理解願いたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 いや、私がお聞きしたのは、提案理由が地方税法の改正による附則の改正だと

ということでした。地方税法というのは一般法ですから、限時法ではありませんので、期限がありません。ところが、この附則の第6条の特定一般用医薬品については、平成30年度から34年度と期限が切られていますから、その理由はどうしてですかということをお聞きをしたんです。

質問の趣旨はよろしいですか。

もう一度言いますが、提案説明は地方税法の改正による法附則第6条の改正ということでした。地方税法というのは一般法でありますから、限時法ではありませんから期限が定められておりません。ところが、この附則第6条は平成30年度から平成34年度というふうに期限が切られていますから、私はこの根拠が限時法、特措法なのかと思ったんですが、そうでもないようでありますから。であれば、一般法、もう一度言いますが、期限のない一般法を根拠にする附則がどうしてこの期限が切られているのか、説明をお願いしたい。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

今のところ、申しわけない。資料を勉強不足で持っておりませんので、後日、回答させていただきたいと思えます。よろしく願います。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 これは町長に質問したほうがいいのかもしれませんが、承知していないものを提案してきたらだめでしょう。

今、たしか課長の答弁承知してないという、掌握されていないという答弁でした。そういう意味ですよね。掌握、担当者が内容を掌握されていないのを提案してくるって、こういうことはないの違います。

これは町長に聞いておいたほうがいいと思うんで。

いや、担当課でもいいですけど。

担当課にじゃあ聞きますけど、1つは、町長にお聞きする前に。何で、これ、そこまできちっと把握をされていなかったのかという、その理由を述べてください。その後で町長、結構です。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 鈴木議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

本来、地方税法の改正に伴いまして条例の改正ということで、当然、うちのほうで掌握してるのがおっしゃるとおりでございます。再度お調べさせていただき

ましてお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

済みません。

伊藤町長 まことに申しわけないと思います。ただ、私の思いとしては、これは要するに医療費を下げるということで、要するに5年間一遍、その状況で市販の医薬品の中で制定したものについて医療機関にかからんと、日ごろの健康診断とか、そしてまた絶えずお医者さんにかかって、どのような投薬が必要かという形の中ではこういう形で1万2,500円ですか、それで減税対象とさせてもらおうと。これは期限限定、特に国保の医療制度が改革になりますので、そういった目的のもとにされているものと私は理解しているところでございますので、詳しくはまたしっかり調べさせて答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 本則の36条の2町民税の申告というところで、旧は仮認定特定非営利活動法人というところが改正で、特例認定特定非営利活動法人というふうに名称変わっているんですが、この中身は変わっているのか。

それと、両方教えてほしいんですけど、仮認定特定非営利活動法人というのはどういうのを指しているのか。改正された特例認定特定非営利活動法人というのはどういうのを指すのか。具体的に豊郷町内ではそういう対象の法人があるのかということをお教えいただきたいと思います。

それと、附則のほうで住宅ローン控除のところでも変更になっていますが、第7条の3の2の中で、今、豊郷で新興住宅地も建築されておりますが、この控除に該当する方というのは何世帯ぐらいあるのか。その人たちに対しては年度が延びているんですけど、おおむねどういう控除がされているのか、ちょっと説明をお願いいたします。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

仮認定特定非営利活動法人の名称変更ということで、特例認定特定非営利活動法人のほうが発立後5年以内、適用更新がないということになっております。

認定非営利活動法人、こちらのほうが発立後1年以上または2事業年度以上ということで、適用更新が5年間ということになっております。

この認定非営利活動法人のほうで県下該当法人19件、近隣では彦根市のぼぼハウスが該当します。

次の住宅借入金ローン控除についてなんですけれども、ローン残高または取得対価のどちらか安いほうの金額の1%を所得税から控除する制度となっております。期間は10年間です。

分譲地等による新築の件数ですが、年間新築件数、平成28年度新築件数43件でございます。

ローンを適用しておられる方ですが、約40件でございます。

以上です。

西澤清正議長 再質疑ありますか。

今村議員 いいです。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第4号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって議第4号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第12、議第5号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第5号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年1月18日に公布され、平成29年4月1日から施行されることになりました。

主な内容として、占用料の額の見直しについて、平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえて改定が行われることによるものでございます。

よって、豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長、8番。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 全員協議会でもお伺いをいたしました。今、前項の税条例のやつが担当課長が承知をされていないという説明でしたが、全員協議会で私が質問いたしましたのは、固定資産の評価がえに伴う変更だというのはわかるんですが、この中身を見ますと、値上げになっているものが二十数件、それから据え置きになっているもの、値下げされているもの、大きく分けてこの3つあります。

それから、値上げについても、10円値上げになっているもの、20円値上げになっているもの、さらにもう少し大幅な値上げになっているもの、値下げになっているものがありますが、これについて全員協議会で説明をお願いしましたが、そのときも担当課長のほうから、先ほどの税務課長と同じような回答だったと思います。そこまでは把握していませんので議会で報告をさせていただきたいということだったと思いますが、報告を求めます。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

全員協議会のときに数字的なことの根拠がわからないということでお答えさせていただきました。申しわけございませんでした。

それから帰らせていただきまして、国交省がインターネットでも載っておるんですけれども、計算方法がございまして。その計算方法に基づいて各上がり下がりが出ておりますので、また委員会等で資料等ご提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

西澤清正議長 再質疑ありますか。

鈴木議員 結構です。

西澤清正議長 ほかにありますか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第5号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって議第5号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

日程第13、議第6号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

から、日程第17、議第10号豊郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第6号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から議第10号豊郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第6号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

平成28年8月8日、人事院勧告が行われ、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法案が国会において可決成立されました。この法律に基づき、国家公務員の給与改定が行われることとなり、これと同様の措置を講ずるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容を申し上げますと、民間企業における家族手当の見直しの動向や税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視する中で、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額または減額し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げ、現行の配偶者に係る手当額1万3,000円を6,500円に、満22歳までの子に係る手当額6,500円を1万円に改正し、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、議第7号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから改正するものでございます。

改正内容は、第8条の3第1項及び第2項に育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲に特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求したもので、職員が監護する者の養子縁組里親である職員に委託されている児童を含める事項の追加と第15条関係では、介護時間休暇の新設に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議第8号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議第7号と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護

休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから、改正するものでございます。

改正内容は、第2条の2として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、法第2条第1項で定める条例を追加し、改正を行い、条例第22条関係において、介護時間休暇の新設に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議第9号豊郷町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

豊郷町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則に伴い、職務復職時における号給の調整に係る改正でございます。

次に、議第10号豊郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律に基づく人事院規則の一部改正に伴い、豊郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから改正するものでございます。

改正の内容は、第6条の2として、配偶者同行休業の期間の再度の延長条項を新設追加するとともに、法改正からの所要の改正を行うものであります。

以上、議第6号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から議第10号豊郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案まで一括してご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員

議長。

西澤清正議長

今村議員。

今村議員

議第7号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対しては、ここで介護休暇、介護時間というのが新たに上がってきているんですが、豊郷町で今のこれまでの職員の皆さんがこういった要介護者に対して介護休暇をとってきた実績、どういふのをやっけてこられたのか。また、今回、介護時間というのもつけ加えられてきていますが、これは豊郷町の職員の間ではどういふふうにかこれが活用されているのかを説明してください。

それと、議第8号で育児休業等に関する改正ですけれども、この非常勤職員に対する育児休業と介護休暇、そういったことに対する、これも設定をされているんですが、うちで非常勤職員でこういう該当になる職責ってどういふ職員が非常勤職員の中であるのかという対象者について、ちょっと説明をお願いしたいと思

います。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えをいたします。

まず、第7号の関係でございますが、これまでの介護休暇でございますが、実績としてはありません。現状ないということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、第8号の育児休業の一部改正の中で、今言われています非常勤職員のとり方ですが、これは公務員の一般職の非常勤職員ということですので、国においては置かれているところ、もちろん県もそうなんですが、私どもの町ではこの非常勤職員に該当する方はおられませんので、よろしく願いいたします。

西澤清正議長 再質疑ありますか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第7号については、現状で介護休暇をとった実績はないということですが、それはこれを読んでもこれからそういう人たちがふえてきそうな感じがするんですが、近隣の事例としては、そういう介護休暇をとっておられる職員さんという話とかは事例としては町として把握されておられるんですか。

豊郷がないというのはとりにくいのか、そういう家庭的な状況がないでいいのか。

その位置づけとして、本当は介護休暇とりたいんやけど、仕事がとても自分が抜けたら大変やとか、そういう後のフォローに入ってもらえる職員さんがいないとか、いろいろあると思うんですよ。

近隣自治体では、この介護休暇の取得に関しては実績として横の関係者のやっぱり話は聞いておられると思いますが、どのような形で介護休暇をとらせているのとか、そういうフォローの仕方、残る職員さんたちはそういう仕事も分けあたり、いろんなことをしなきゃいけないんですが、そういった面で豊郷町ではないということですが、そういう近隣からの情報はありますか。

それと、育児休業、育児短時間の時短についても、豊郷町ではどのようにこれが実際運用されているのか、どういう問題点がとりにくい問題点があるのか、人事としてはそういうことを改善する問題点があるのかどうか。

やっぱりこれからそういうことってふえると思うんで、やっぱり必要な人にはとっていただくような体制をつくっていくのも必要だと思うんですが、その環境設定で豊郷町で整備していく問題があるのかどうか、ちょっと説明してください

い。

総務課長
西澤清正議長
総務課長

議長。

村田総務課長。

今村議員の再質疑にお答えをいたします。

この介護休暇でございますが、まず近隣では事例はあるかないかについては、今の段階では資料持っておりませんのでお答えすることできませんが、これにつきましては調査がございますので、ありました場合については委員会のほうで説明をさせていただきます。

それと、今回の介護休暇の改正につきましては、これまでの介護休暇は6カ月以内で取得ができるという条例しかございませんでしたので、今回は6カ月の範囲内で3回まで分割してとれるというふうに改正するのは一つでございます。

その点とりやすくなったのかなど。例えば最初の承認をもらって、最長6カ月ですから、その段階で2カ月または4カ月、6カ月ということの中で選択して期間を承認をいただくんですが、今後についてはこの辺3回に分けてですから、その介護する方の実情に合わせて休暇が取得できるのかなというふうには考えております。

それともう一点、今回、介護時間が新設をされました。これは現在、国のほうで働き方改革というのが議論されていると思いますが、その中に含まれている内容だとも考えております。両方が共働きがしやすい環境の一つという意味合いがあるのではないかなということで、今回の改正する場合におきましても要介護者を介護するために一日の勤務でいる場合に一日について2時間を超えない範囲でこの介護休暇がとれるというふうに制度が改正されました。もちろん、これは6カ月以内の範囲は変わってはいませんが、そういうふうにとりやすくなったということ。

それで、今後考えられますのは、各、私もそうですが、両親がいますとそういう施設に入所が今後ふえてくるだろうと。その中で、当然、朝晩の送り迎えがあるのかなど。そういった場合にはこういう介護時間の取得ができるのかなというふうには考えております。

これまで介護休暇がなかったというのは、実情なかったのか、または昨年ですか、おととしかな。休暇制度で1時間単位で休暇がとれるようにということで制度が改正されましたので、それ以前は半日なり1日単位の休暇であったのが時間単位で休暇が、有給休暇がとれるというふうに改正をしております。多分、その中で回っている職員もいてたかなということはと思いますが、ただ、そこまで調査はしておりませんので、現状、今までの実績としてはわかっていないということ

でございます。

以上でございます。

西澤清正議長

再々質疑。

今村議員

育児休業のほうは。介護休業はわかった。

総務課長

議長。

西澤清正議長

村田総務課長。

総務課長

申しわけございません。育児休業は、今回はこの対象になる範囲を広げたんですが、現状で育児休暇につきましては3年未満で取得をされているというのが現状です。今の状況では5名ほどおられます。それについては、当然、承認する段階で代替の——代替という言い方は失礼かも知れませんが、職員のほうの配置は当然していくということになります。

西澤清正議長

再々質疑ありますか。

今村議員

ないです。

西澤清正議長

ほかにありませんか。

議員

なし。

西澤清正議長

ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議第6号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から議第10号豊郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案までを総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

議員

異議なし。

西澤清正議長

異議なしと認め、よって議第6号から議第10号までを総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願います。

この時計で55分まで暫時休憩をいたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時55分 再開)

西澤清正議長

それでは、全員そろいましたので、再開いたします。

日程第18、議第11号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

議長。

西澤清正議長

伊藤町長。

伊藤町長

議第11号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてご説明

申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令第405号が平成28年12月に公布され、当該法法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行期日が平成29年5月30日と定まりました。これに伴いまして、豊郷町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、情報提供記録等における番号法第26条の準用規定の追加と第38条の2における情報提供と記録の提出先への通知の規定の追加改正または番号法の改正から生じます引用条項の条ずれの改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第11号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案で、今回の改正で情報提供等記録の提供先への通知というところで、この下線部の「もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項（これらの規定を番号法第26条において）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。」と書いてあるんですけども、これは当町におきましては個人情報というのがどういう場合にこの関係条項からいくとなった場合に、この規定が運用されるのか、説明してください。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回のこの改正につきましては、情報照会者なり提供先という言葉が出てきますが、これにつきましてはもともと個人情報につきましては国の法定事務が主で整備がされておりました。仕事の中には、国の法定事務、委任事務、それと町が行う独自事務という大きく分けて3つがあるというふうに考えておりますが、特に法定事務、国が行うものについてはある一定政令なりで定められていたという事で。

今回は、この7月1日からこの情報の連携が開始されます。現在は本年1月からマイポータルというんですか、個人が情報を取り入れるというのはもう運用が

開始されておりますが、情報の連携はこの7月1日から開始というふうになっております。

今回の改正につきましては、内容的に変わったところはございませんが、ただ、町が独自事業を行う場合について、もともと記録の取り扱い、それと提出先への報告というようなことが追加をされたということでございます。

中身ですが、今考えられますのは、一般的に法定事務といいますのは、例えば生活保護の関係とか、それとあと医療費も該当すると思うんですが、そういったあらかじめ国で決められているものについてはそういったことになります。

ただ、独自事業といいますと、今現在あるというふうには考えておりません。今後できるかもわからないですが、要するに、国のほうのシステム機構に一旦、このマイナンバーの情報を申請して、それを番号の一覧をいただいて仕事として使うことは余り少ないのかなと。といいますのは、独自事業ですから町の中の住基関係なり、町が持っているデータで仕事としては可能ではないかなというふうには考えておりますので、今現在、どういう業務があるかというのは今の段階では独自事業というのはないというふうには考えております。

以上です。

西澤清正議長 再質疑ありますか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 個人情報として、今、マイナンバーの問題いっぱいあるんですが、国の法定委任事務という形で、今課長のほうから生活保護とか医療費関係とかをおっしゃいましたが、税務関係とか、そういうのはないんですか。所得税の関係とか申告の関係とか。

町がかかわっている法定委任事務を国からのかわりの中は、ほかの、それ以外のことで町として今地方にどんどん来てますけどね。事務移管というのはいろいろありますが、これだけじゃないような気がするんですが、ほかには対象はないんでしょうか。ちょっと教えてください。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

税の関係が質疑の中で出ましたが、税につきましてはもう従来どおり、所得税ですと国税になりますので、国税のほうでマイナンバーの利用が決められております。

ですから、町とは関係なく、それぞれがもう既に動いているということでござ

いますので、町のほうについてはその関係はないということでございますので、お願いをいたします。

今村議員 議長。

西澤清正議長 再々質疑。今村議員。

今村議員 税の関係はないということですが、この医療費のマイナンバーというのは町でいうとどういった医療費に関係するんですか。

生活保護はそういうのの申請にあるのかなと思ったりもするんですけど、医療費の関係って、個人の医療費とかいろいろあるじゃないですか。社会保険もあれば、国保もあればいろいろありますし、介護保険もあればいろんなのがあるんですけど。これは医療費ということでは言われましたけど、どういうのが対象か、ちょっと町として説明していただけますか。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の再々質疑にお答えをいたします。

私のほうから医療費と先ほど申し上げましたが、私のほうの町の医療費ということではなくて、幅広い意味で年金も当然含まれるし、そういった意味での医療費という考え方で申し上げましたところでございますので、町の今やっている介護なり、国保の、そういう医療費ということでは考えておりません。

ただ、今後においてそれは活用になるかならないかについては、今後の業務の拡大なり、そういったことの中であり得るかもわかりませんが、現状はありませんし、今後もしばらくはそういうことはないというふうに考えております。

西澤清正議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議第11号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって議第11号は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第19、議第12号豊郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第12号豊郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

豊郷町では、ゼロ歳から中学校卒業までの子どもたちに対して一体的な取り組みを進めていけるようにと、これまで町部局で所管していました保育園、子育て支援センター、学童保育の各業務を教育委員会へ順次事務移管させるように進めており、平成27年4月には既に保育園業務を移管してきたところであります。

今般、本年4月から残っていた子育て支援センターと学童保育の各業務を教育委員会に事務移管させることから一体的な体制づくりが完了しますので、これに伴い、子ども・子育て会議の庶務を担当する部署についても、従来の保健福祉課から教育委員会事務局総務課に変更するため、施行日を平成29年4月1日とし、条例の一部を改正したく提案をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員

今村議員 今回の条例改正で保健福祉課における子育て支援の部分が学童保育などが教育委員会のほうに移管されるんですけども、教育委員会事務局総務課という形で処理をするという形になっていますが、私は以前言ったことあると思うんですが、やっぱり独立した教育委員会は総務課、社会教育課ありますけど、やっぱり子育てに特化した専門家をつくるほうが仕事の事務量も総務課とまた違った意味で多岐にわたると思うんですが、こういった部課設置で教育委員会のそういった、近隣ではそういうことをしてるところもありますので、そういったことは検討課題としてはあるんでしょうか、ちょっと説明お願いいたします。

保健福祉課長 議長。

西澤清正議長 神辺保健福祉課長

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

教育委員会事務局の担当部署のことですので、私が言うのもどうかとは思いますが、ただ、教育委員会のほうに移管する流れのこととあわせて、現在の教育委員会ということで説明させていただきたいと思います。

子ども・子育ての関係で事務が向こうに移管するということにつきましては、全協でも申しましたが、より一体的な取り組みを進めるということが一つ大きな理由です。

それと、保育園、幼稚園、認定こども園等の施設給付に関する取り組みが子ども・子育ての支援法の関係から創設された。そして、もう一つにつきましては、給付の支払いを初め、そうした国の窓口が内閣府に一本化されたという経過があります。

こうしたことから、各自治体におきましても窓口の一本化ということを進めてきておりますので、本町におきましても教育委員会に一元化するという取り組みを進めておるところです。

今ほど言っていただきました教育委員会事務局の総務課というのがどうかということですが、これにつきましてはまた教育委員会の中で今後検討される場所があるかと思いますが、ただ、現状の配置されている課におきましては、この事務を取り扱うところについてはどこにも属さないといえますか、この事業を取り組むのは総務課になるかと思いますが、今回の条例改正については教育委員会事務局総務課とさせていただいたところでは。

以上です。よろしくお願ひします。

西澤清正議長

再質疑ありますか。

今村議員

議長。

西澤清正議長

今村議員。

今村議員

今、保健福祉課長の答弁はそうなると思うんですよ。それ以上は言いようがないと思うんですけど、ただ、やっぱり、そういう事務移管的な問題もありますが、子育て、今、国も挙げてすごく子育てに対するいろんな取り組みを強化してこういう少子化対策もありますので、やっておりますから、やっぱりそれは充実させていくという方向で教育委員会においてもそういった子育て支援課的な、そういったことも含めて考えていく姿勢はないのかということをお伺いしたんです。

別に課長じゃなくていいんです。町長でも、またあと人事的に考えられる、また部課設置条例も含めて検討課題としては、教育委員会の委員会の中でもそういう話が出るかもしれませんが、誰でもいいんですけど、そういった面でちょっとそういう話はなかったのかどうかということをお聞きしたいので、よろしくお願ひします、

副町長

議長。

西澤清正議長

村西副町長。

副町長

再質疑にお答えしたいと思います。

先ほど課長が申しあげましたように、現行の中で移管していくという形で順次進めてきたわけでございます。そういった中で、今現況としては教育委員会事務

局組織規則ですか、その中に総務課という中で子育て支援に関することということで位置づけをしております。そういった中で、移管するに当たっては課の、いわゆる事務局先も教育委員会総務課という形になっているわけでございます。

あとのどういった形の支援体制をしていくか。行政組織等も含めて等につきましては、今後の課題であるかと思えます。

以上です。

西澤清正議長

再々質疑。

今村議員

いいです。

西澤清正議長

ほかに質疑ありませんか。

北川議員

議長。

西澤清正議長

北川議員。

北川議員

それでは、議第12号豊郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について質疑させていただきます。

僕がちょっとお聞きしたいのは、幾つかが今の教育委員会のほうに移管されるということが全員協議会の中でも説明されました。そんな中で、教育委員会のほうの人数的、また配分的、人材的に、それで賄いができるんか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

伊藤町長

議長。

西澤清正議長

伊藤町長。

伊藤町長

6番、北川議員さんの質疑にお答えいたします。

今後、人員配置等については検討していくところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

西澤清正議長

北川議員、再質疑。

北川議員

ありません。

西澤清正議長

他に質疑ありませんか。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員。

鈴木議員

議第12号に対する質疑を行います。

子ども・子育てに関する事業を整備化するというところで、事業がこの4月から教育委員会のほうに移管されるわけですが、移管、それを受ける。俗っぽく言えば、今北川議員がおっしゃったように、仕事の量がふえるわけですが、それを受ける教育委員会を預かる長としての教育長にお伺いをいたしますが、その点について教育長がどういう認識を持っておられるのか、回答を求めます。

教 育 長

議長。

西澤清正議長

堤教育長。

教 育 長

今、子ども・子育ての組織等が教育委員会に移管するというので、以前、子育て支援センターに私も勤務しておりました、そのときに今後、学童及びそういったものが来るということは重々承知しておりました。

そんな中で、かなりというか、教育委員会の中で定例の教育委員会ではいろいろと教育委員さんにも説明させていただいている経緯がございます。その中で、先ほども課長も言われましたように、ゼロ歳から15歳までを一元化してみたいという部分については非常に大きな業務というか、責任が教育委員会に任せられたなというところがあります。

先ほどの今村議員の中にもありましたように、ほかの町では子ども・子育てというのは課を設けて取り組んでいるところもあります。そういった部分では、今後、責任の重さを感じながら、組織体制あるいは人員整備等、また町部局と協議しながら配置についてさせていただきたいなど、このように思っています。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員、再質疑。

鈴木議員

私が教育長にお聞きしたいのはそういうことではございません。委員会に提案されるのもっともです。仕事の量もふえるのもっともだと思います。

今、町長は協議中やおっしゃいました。教育長が委員会を預かる責任者としてそういう状況について率直に言えば、人が足りない。そういう認識をお持ちなのかどうか。委員会で相談して、じゃ、委員会が例えば現状のままでいいですよとおっしゃったら、教育長、そのままで行くんですか。

私がお尋ねしてるのは、仕事がふえる。そのことに対して教育長としてそのことについてどういう認識をしているのか。教育委員会に、じゃ、どういう提案をされているんですか、説明してください。

教 育 長

議長。

西澤清正議長

堤教育長。

教 育 長

先ほどもお話しさせていただきましたように、教育委員会には今後、子育て支援センターが移管に伴って学童等についてもこちらのほうに移管されるという話をしております。人力的なことにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、今後調整中ということで、町部局のほうに人員の配置等については要望していきたいと、このように思っています。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員、再々質疑。

鈴木議員

私がお聞きしてるのは、委員会じゃなしに、教育長がどういう認識を持ってい

るのか。あなたの決意を聞いているんですよ。組織というのはリーダーの指導力がなかったらいけないわけです。全部委員会にお任せをして、町長部局にお任せするんだったら楽ではないですか。

まるでこの前の石原慎太郎さんの答弁みたいじゃないですか。私に責任ないと。全体の責任だと。私がお聞きしてるのは、仕事がふえる。一番仕事がふえるのは職員でしょう。このそういう状況を教育長がどう認識をしているのかという。あなたの決意とあなたの認識を質問しています。

町長や委員会のご意見は結構です。教育長の認識を明らかにしてください。

教 育 長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教 育 長 再々質疑にお答えしたいと思います。

先ほどもお答えさせていただきましたように、子ども・子育てが教育委員会に移管されることによって責任が非常にふえた、重くなっているということは先ほど申し上げましたとおりでございます。

以上です。

鈴 木 議 員 質問に答えてない。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第12号豊郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって議第12号は文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第20、議第13号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊 藤 町 長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊 藤 町 長 議第13号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険料に係る第1段階の方の保険料軽減強化について、平成29年度においても継続して実施することになったため、豊郷町介護保険条例

の一部改正を行うものであります。

改正前の第4条第2項中の「平成28年度」を「平成28年度から平成29年度までの各年度」に改め、平成29年度も引き続き第1段階の方への第1号保険料軽減を継続することに伴い一部改正を行うものであります。

ただいまご説明申し上げました一部改正は、平成29年4月1日より施行するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第13号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、第4条第2項中の平成28年度の次に29年度、消費税増税がされなかった分、28年度に行った低所得者の法定軽減措置を継続するという事で説明は聞いておりますが、この第1段階、豊郷町で現行の第1段階、29年度でもそのままで行くということですが、うちの場合のこの介護保険の保険料はうちは9段階あって、第5段階が一標準となっていますけれども、第1段階のこの対象者ですよ。第1段階、生活保護受給者、世帯非課税で課税年収、年金収入プラス合計所得金額が80万円以下、この方たちの現在の生活保護受給者の人数と世帯非課税で課税年金収入プラス合計所得金額が80万円以下という人数、何人いらっしゃるのか、それぞれにちょっと人数を説明してください。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

今ほどのご質疑では、生活保護の方と低所得者の方のそれぞれとおっしゃっていただいたんですが、トータルで28年度としては368名でございます。ちょっとそれぞれの内訳というのは今資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員、再質疑。

今村議員 豊郷町は標準月額が6,000円ですから、6,000円の0.45というのが第1段階の金額になると思うんですけども、この368名というのは、今、これは65歳以上の方の中でこの人数ということだと思うんですけど。

800人も超えてたのかな。全体の人数の中では、この方たちは何割いるの

か。65歳以上の豊郷の高齢者人口から割ったら何%になるのかというのと、それからこの0.5が0.45、0.05%。この0.05%の負担割合というのは、国、県、町はどういう形で法定、低所得者への軽減措置の財源は割り振りされているのかもちょっと説明してください。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再質疑にお答えをしたいと思います。

28年1月現在で比率を求めますと。済みません、28年度でございます。約2割の方が第1段階というふうになっておるところでございます。また、その28年度の今現在の実績といたしまして368名の方にその0.05分の補助する部分、国が2分の1、約66万円、そして県が4分の1、33万円、そして町が同じく4分の1の33万円というふうになっておるところでございます。

以上でございます。

西澤清正議長 再々質疑は。

今村議員 結構です。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これで質疑を終結します。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議第13号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって議第13号は文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第21、議第14号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）から日程第25号、議第18号平成28年度と豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第14号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）から議第18号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）までの一般会計補正予算及び各特別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第14号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申

し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,539万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を46億1,190万3,000円とするものがございます。

歳入では、町税1,389万2,000円、使用料及び手数料13万5,000円、財産収入5万3,000円、寄附金2,450万円を追加し、交通安全対策特別交付金2万6,000円、分担金及び負担金8,000円、国庫支出金30万1,000円、県支出金136万3,000円、繰入金1億353万8,000円、諸収入163万6,000円、町債4,710万円を減額するものであります。

次に歳出では、議会費51万3,000円、総務費743万6,000円、民生費1,076万3,000円、衛生費871万9,000円、農林水産業費34万4,000円、商工費18万1,000円、土木費2,067万1,000円、消防費735万7,000円、教育費5,940万8,000円を減額するものであります。

議第15号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,215万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を10億6,967万2,000円とするものがございます。

歳入では、国庫支出金18万8,000円、前期高齢者交付金4,096万円、県支出金18万8,000円、財産収入4,000円を増額し、療養給付費交付金29万7,000円、共同事業交付金4,819万7,000円、繰入金499万9,000円を減額するものであります。

次に歳出では、基金積立金543万7,000円を増額し、共同事業拠出金1,759万円を減額するものであります。

議第16号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,689万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を3億8,018万4,000円とするものがございます。

歳入では、財産収入3万7,000円を増額し、国庫支出金312万円、繰入金1,570万9,000円、町債810万円を減額するものであります。

歳出では、総務費515万8,000円、簡易水道事業費2,173万4,000

円を減額するものであります。

議第17号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を3億5,763万3,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金116万円9,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費100万9,000円、公債費16万円を減額するものであります。

議第18号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6億4,834万9,000円とするものでございます。

歳入では、財産収入1,000円、町債300万円を増額し、国庫支出金532万8,000円、県支出金20万8,000円、繰入金315万8,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費234万円、地域支援事業費82万2,000円、財政安定化基金拠出金253万1,000円を減額するものであります。

以上、議第14号から議第18号まで一括してご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 それでは、議第14号平成28年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)から行きます。

まずは15ページの款20町債の中で、土木債で町道整備事業で地方道路等整備事業債が4,530万円減額になっておりますが、この経過とどういうことなのかを説明してください。

それから、次が17ページですね。17ページの地域づくり推進事業費で、これは歳出のほうですけど、ふるさと寄附基金積立金ということで2,300万円、歳入でも総務費寄附金のほうの2,300万円ありましたが、このふるさと基金の関係で、豊郷も返礼品をそういう方には送られていると思うんですけども、今よくほかのところはそれが悪用されてネットのそういう中でそれが販売されたりとか、いろいろそういう問題も起こってきていますけれども、豊郷町の返礼

品の中でそういう問題が起きそうなやつっていうのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。どんなのを今回補正で書いてありますが、そういう寄附者に対してどういうもので悪用されないものという形でどういうふうに工夫されているのか、そのことについて実情を教えてください。

それから次は、20ページです。

20ページで款3民生費、項1社会福祉費の中で2の老人福祉費、その中で19番負補交の中で、在宅老人給食サービス事業補助金が59万円の減額補正になっておりますが、この在宅老人給食サービス、各字にある単位老人会と、あとどういう関係団体、ほかにもあるのかもかもしれませんが、59万円。これは町が1食あたりに今は幾らかな、何百円か補助をされていると思うんですが、これは今、今年度で59万円の減額というのは、その対象戸数が減ったのか、それとも給食費の補助単価が減ったのか、実情がちょっとわかりませんので、町内で老人会等でやっているこの在宅の給食サービス、在宅の実績について、28年度の説明をお願いいたします。

そして、下のほうで目10の介護保険事業費について、この中で減額補正で328万4,000円、地域支援事業分で2万4,000円、また事務費分で326万円、結構な金額が減額修正をされていますけれども、この内訳、両方説明をお願いいたします。

続いて、21ページ。

21ページで、目12の障害福祉費、この19番負補交で176万6,000円の減額補正、これを説明を見ますと、障害者等通院費助成事業助成金が80万円の減、また滋賀型地域活動支援センター事業費補助金が96万6,000円の減。これ、両方とも一般財源で減額になっているんですけれども、これはどういう中身で、町としてはこの事業助成金、両方とも今年度の当初予算から比べたらどういうふうにこれは減額になって、またその助成内容についても今後、これはどういうふうになるのか、今後の継続でいくのか、そのことについて説明をお願いいたします。

それから、24ページですね、次は。

24ページの項2の道路橋梁費の中で目1の道路維持費の中で、ここでは委託料で除雪委託料が1,478万1,000円の増額補正。これは、あの大雪のときの対策費用、委託料の増額だったと思うんですけれども、これについてはどういう委託内容になったのか、従来のものから1,478万1,000円に繰り上がっているんですが、この事業の内容についてどういうふうに今回増額に至っているのか、ちょっと説明をお願いいたします。

そして次は、次の25ページですけど、その続きであるんですが、負補交でここでは各字の除雪補助金がマイナス15万円。この除雪に対する、各字に対する補助金は減っているんですが、これもどうしてここはマイナスになっているのかがちょっと内容について説明をお願いします。

それから、25ページの項4の住宅費に目2の改良住宅管理費の中で15番工事請負費217万8,000円の減額補正です。改良住宅物置撤去工事とありますが、この減額はどこの中身で、何件で、どういう内容なのかを説明してください。

それから、次は27ページです。

27ページの、これは項2の小学校費の中で目5の日栄小学校整備費、ここで15番工事請負費、減額補正1,945万9,000円、施設整備費で、17番公有財産購入費2,265万、用地買収費としてこの減額補正が行われておりますが、これについてはこの内訳を説明してください。両方とも。

これが議第14号平成28年度豊郷町一般会計補正予算関連です。

続いて、議第15号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましても、6ページですね、最初。

この歳入の中で款9繰入金、基金繰入金の国民健康保険運用基金繰入金、ここは運用基金から500万円の繰り入れがあったわけですが、それが499万9,000円の減額で、口だけあけているという形になっておりますが、この減額にした理由。

そして8ページは歳出になりますが、ここで款9の基金積立金、運用基金積立金というのが補正前の額から補正額が543万7,000円の増額補正をして基金積立が1,249万6,000円ということで、ここに補正金額が543万7,000円が特定財源ではその他ということで上がってきてるんですけども、このその他財源は何で、今回、1,249万6,000円になったのか。

そして、その上に保険財政共同事業安定化事業拠出金、この拠出金のほうがその他で非常に減っているんですけども、この拠出金が減るってということも関連してると思うんですが、この絡みをちょっとどういう仕組みでこうなっているのかというのをもっと説明をしていただきたいと思います。

議第18号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について。

まず、7ページの歳入です。ここに項2国庫補助金の目1の調整交付金が介護保険調整交付金、国が出すお金ですけども、568万4,000円減額となっております。この減額理由を説明してください。

そして、次は8ページ。

8ページの項2の基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金、ここに12万6,000円の増額補正を加えて、準備基金の繰り入れが458万6,000円となっておりますが、この増額した理由を説明してください。

それから、その下の款10町債、財政安定化基金貸付金、この貸付金が補正前はゼロだったのが、今回、補正額で300万円上がっております。増額補正。これを補正で増額した理由を説明してください。

そして、次の9ページ。

9ページの歳出に入りますが、項3の介護認定審査会費というところで目2の認定調査等費の中で、介護認定訪問調査員の報酬が159万6,000円の減ですけれども、これは介護認定訪問調査員、介護認定を受けたいというお宅に調査員の方が行って調査をされるわけですけれども、この金額がこんな159万6,000円も減るとするのは、これは調査対象戸数が減ったのか、どういう事情なのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、項5の事業計画策定費というところで、事業計画策定費の委託料、ケアプランですよね。介護保険事業計画等見直策定業務委託料ということで70万円の減額ですが、これも委託料となっておりますが、これはどこに委託して、どういう中身が策定業務委託で見直しをされているのか、中身を説明してください。

それから、次の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の中で、目3の地域密着型介護サービス給付費、今回、地域密着型介護サービス給付費の増額ということで368万4,000円が上がっております。ところが、その下の10ページのほうで目5の施設介護サービス給付費のところ施設介護サービス給付費がマイナスの368万4,000円というふうに同額の減額がされておりますが、この兼ね合いはサービス内容、また人員とどういうふうに経過がなっているのか、説明をお願いいたします。

以上です。

企画振興課長

議長

西澤清正議長

山口企画振興課長。

企画振興課長

12番、今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第14号豊郷町一般会計補正予算ですけれども、17ページ、積立金でのご質疑でありましたが、質疑の内容によりますと、14ページ、歳入の部、総務費寄附金の中でのふるさと納税のご質疑と思われまますので、私のほうからお答えさせていただきます。

おかげさまをもちまして寄附金の総額が2月13日現在で約2,200件、約5,400万円の寄附が集まっているところでございます。先ほどご質疑の中で全国での寄附集めで返礼品が過剰になってきているということではありますが、全国、あと近隣の他の市町確認しますと返礼品40%から50%、非常に高いところでありますけれども、本町におきましては30%と低く設定しているところでございます。

また、返礼品をネット等で転売できるものについては、国からの通達によりますと、電化製品と金券については差し控えるようにということで通達が来ております。唯一本町で考えられる電化製品ということで考えますと、一輪の電動バイク、それから電動スクーター、それから電動の車椅子があるんですけど、これは町内ベンチャー企業の応援ということで、それについては該当しないものと考えているところです。

以上です。

総務課長

議長。

西澤清正議長

村田総務課長。

総務課長

私のほうからは、一般会計補正予算の15ページの町債についてでございますが、土木債の地方道路等整備事業債を今回4,530万円の減額としております。

これにつきましては、この地方道路等整備事業債といいますのは、もともと事業費の90%が充当して借り入れができるというもので、交付税算入はこの借り入れについてはないという制度でございます。

当然、当初は道路整備等に4,530万円の借り入れを考えておりましたが、今回の補正で1億1,000万円ほどの減額となっております。これは今年度の各事業の見込みがほぼ立ったという中で、実績に基づく減額ということでございますので、事業の中において減額になれば一般財源が当然減ってくる部分もございます。

そういった中で、今回は一般財源等を考えまして、この地方道路等整備事業債については借り入れを行わず、一般財源のほうで対応をしていくというような考え方の中で今回減額をさせてもらったということでございます。

保健福祉課長

議長。

西澤清正議長

神辺保健福祉課長

保健福祉課長

ご質疑にお答えさせていただきます。

一般会計の20ページ、老人福祉費のところの負補交で在宅老人給食サービス事業補助金の減額ということをお尋ねいただきましたが、これにつきましては議員のおっしゃったように単位老人クラブに出ているものです。それで、1食当た

り300円で算定をしておるんですけども、実施された老人クラブ数が減少したこと、それといきがい協働を使って給食サービスを実施しようとする単位クラブがなかったこと、こういうことを含めまして59万円の減額をさせていただいたところですよ。

それと21ページで、障害福祉費の負補交です。障害者等通院費助成事業助成金80万円の減額理由はということでしたけれども、これは当初予算のときに当時のガソリン単価135円で算定しておりましたけれども、この28年度にわたってそれだけの金額が単価ではなかったということから、3月末までの分を見越しても恐らく行けるであろうということから、執行残になると見込める分を減額したものです。

それと、その下の滋賀型地域活動支援センター事業補助金で96万6,000円の減額ですけども、こちらにつきましては難病の方で自立支援の対象で制度として救えなかった方についてということを実施する分ですが、その利用された方が今年度ありませんでしたので、最終的に予算を落とさせていただくことにしました。

以上です。

医療保険課長

議長。

西澤清正議長

北川医療保険課長。

医療保険課長

それでは、私のほうから今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、一般会計の20ページ、目の10、介護保険事業費のところでございます。地域支援事業分の2万4,000円の減額と事務費分の326万円の減額でございますが。

まず、地域支援事業の2万4,000円の減額と申しますのは、これは産休補助の代替の臨時職員の募集をしておりましたけれども、一部、採用期間が満たないところがございまして、その部分の減額に伴う町の持ち分の約19.5%の部分でございます。

また、事務費の326万円の減額につきましては、これは人件費とまた委託の入札の執行残の部分でございます。

続きまして、議第15号の国保特別会計補正予算、6ページでございます。

繰入金の減額理由、これにつきましては交付金等の増額の補正がございました点で、歳入歳出合わせました中で繰入金の繰り入れをしなくてもよいというふうになったことから減額をさせていただいたということでございます。

また、積立金の部分につきましても、これにつきましても基金の積み立てを当初予定しておった部分よりもこの額が増額になるという部分。これにつきまし

て、先ほど拠出金の話もございましたけれども、この拠出金または交付金につきましては国から社会保険の支払基金からの通達によるものでございまして、これは全国を一律で補助率の基準掛け率などを公表してまいりますので、その部分でやはり増減が出てくるというものは仕方がないものだというふうに考えております。

また、基金積立の中のその他財源の部分、これは支払基金からの費用ということでございますので、その他財源というふうになるというふうにご考えておるところでございます。

続きまして、議第18号の介護保険特別会計補正予算の7ページでございます。7ページの調整交付金の部分の減額の理由でございますが、これは当初、財源割合の比率を6.36%で見えておりました。ところが、県からの財源比率というもの、調整交付金の比率が5.68%に減額されたということから、その部分の減額補正というふうにさせていただきました。

また、8ページの繰入金でございます。この12万6,000円の繰入金の増の理由といたしますのは、現在、介護保険の基金が458万6,000円ということから、当初446万円の基金繰入を見ておったんですけれども、全額を基金から繰り入れるということで基金に12万6,000円残っておりましたので、その部分も全額繰り入れるということで、最後の一番下、町債の貸付金300万円につきましては、これは決算見込みから見まして基金からの繰入金も全部使い果たして、まだ300万円ぐらいの赤が見込めるということから、借入れをさせていただくものでございます。

そしてまた、9ページでございます。9ページの調査員の報酬の減額理由というのは、これにつきましては、介護認定調査員が年度途中で退職をしましたので、報酬がその分が減額をしたものでございます。

続きましての項5の策定費の70万円の減額につきましては、これは第7期の計画策定に向かいましたのニーズ調査と。今、65歳以上の方がどのようなことを、どういってお体についてのどのような思いをしておられるのかというようなニーズ調査をするための委託料でございます。その部分、ぎょうせいというところに委託をして調査をさせていただいた部分の執行残でございます。

最後、地域密着型の増368万4,000円の増と施設の368万4,000円の減につきましては、地域密着型サービスの368万4,000円、この部分については、当初なり補正で想定しておりましたよりもさらに給付増が見込まれたということから、368万4,000円の増を見込み、また施設につきましては当初の想定しておりました予算内で賄えるものというふうに考えまして相殺

をしたものでございます。

以上でございます。

地域整備課長

議長。

西澤清正議長

夏原地域整備課長。

地域整備課長

それでは、地域整備課のほうから、今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

一般会計予算の24ページでございます。道路橋梁費、道路維持費の委託料で、除雪委託料につきましては1,478万1,000円の内訳としまして、6回分の通常除雪対応で635万円、それと1月23日から出勤していただきました緊急対応分としまして843万円を計上させていただきました。

それと、25ページの19負担金、補助及び交付金でございますけれども、各字除雪補助金の15万円の減でございますけれども、これにつきましては、現在、運営が休止状態となっております字の分の15万円でございます。

以上でございます。

人権政策課長

議長

西澤清正議長

小川人権政策課長。

人権政策課長

それでは、私のほうから一般会計の部分の説明をさせていただきたいと思います。

今村議員からご質疑にありました住宅費の工事請負費の217万8,000円の減額についてでございますが、これについては改良住宅の分離工事を行った結果、最終的に入札残という形で217万8,000円残が残りましたので、その分を落とさせていただいたという部分でございます。

以上です。

教育次長

議長。

西澤清正議長

岩崎教育次長。

教育次長

それでは、一般会計、今村議員の質疑にお答えいたします。

ページ27ページ、工事請負費、これは日栄小学校プール工事の入札残でございます。

17番、公有財産購入費でございますけれども、当初、グラウンドの用地買収費を予定しておりましたけれども、それを4,244平米分の2,122万円と、それとあと2筆の分の本人さんとまた再交渉しまして、平米単価が5,000円から4,500円に変更しました。その差額143万円。それをプラスした2,265万円の減でございます。よろしく願いいたします。

西澤清正議長

再質疑ありますか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第18号平成28年度介護保険事業特別会計補正予算について再質疑します。

最初の歳入のところで国庫補助金、調整交付金が当初、町としては6.36%を想定していたのが5.68%に調整交付金が減額されたというお話ですけれども、これは豊郷の調整交付金分、特別調整交付金も含めて、どの部分が減額になったか。その減額理由は国からどういうふうに理由としては通知が来てるのかを説明してください。

それと、歳出の部分で、介護認定訪問調査員の方が年度途中で退職をされたという説明でしたけれども、この方はどういう事情で退職をされたのか、退職理由。調査員の方、報酬という形で嘱託職員の方かとは思いますが、理由を説明してください。

それから、事業計画策定費ということで65歳以上のニーズ調査は何軒を対象にして、どれだけ調査報告書は返ってきたのか、その中身についてちょっと説明をお願いいたします。

それと、その下で地域密着型が今回ふえてきているというお話ですが、地域密着型のサービスもいろいろありますが、特に人数と対象サービス、どういうのがふえているのかを説明をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再質疑にお答えしたいと思います。

6.36%から5.68%への減額といいますのは、これは国のほうから定められたものでございまして、事細かい理由が、これがどうなって、どうなってということは聞いておらないんですけれども、私どももその国の調整という部分であるというふうに考えておるところでございまして。

そして、嘱託職員の退職理由につきましては、これは一身上の都合ということで聞いておりますので、そういう部分だというふうに考えております。

また、策定費の関係でニーズ調査の部分でございまして、これは65歳以上の高齢者の方に今現在のいろいろな思い、体調なり、いろいろなお考え等を調査をさせていただいた部分でございまして、回収率は50%強ということでございます。

最後に、地域密着型の増の理由ということでございまして、これにつきましては当初計画しておりました認知症型通所介護、またグループホーム、通所

介護等で件数的にやはり当初、月単価340万円ぐらいを見ておったわけでございますけれども、現在のところ、月単価にしますと430万円ぐらいの単価が出てくる。それが特にこの認知症の通所介護でございます。その部分でやっぱり利用者の方がふえているというところが大きいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤清正議長 再々質疑ありますか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 今、地域密着型介護サービス給付費の中で認知症通所介護の利用者がふえているという説明をお聞きいたしました。認知症通所介護、町内では旧丸善跡に建った寿げむとか通所介護あると思うんですが、当初の計画よりも対応する通所介護というのは何カ所で、何人介護施設、施設もちょっと説明をお聞きしたいのと、計画の地域密着型を想定した人数の第6期で想定してた人数に比べて何人ふえているのか、ちょっとそういうところの具体的な中身教えてください。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再々質疑にお答えします。

当初、月10名というふうに考えておったんですけれども、今のところ、10名を超えておると。また、回数がふえておるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

今村議員 対応施設はどこ。寿げむではない。

医療保険課長 申しわけございません。町内は寿げむでございます。寿げむさん。認知症の通所介護は寿げむさんでございます。

以上です。

今村議員 他のところは。

医療保険課長 愛荘町、名前が今ちょっと資料がないのでわからないんですが、愛荘町にも1件ございます。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 1点だけお伺いします。

議第14号の一般会計補正予算ですが、ふるさと寄附基金が2,300万円入

って2,300万円積み立てるといことなんです、この制度の仕組みがもう少しよくわからなくて、例えば返礼品はどういう支出をされているのか。5,000万円入って、返礼品2,700万円返して2,300万円残っているのか。よくその辺の制度の仕組みわからない。そういう仕組みになっているのか、それとも返礼品の分はどこかで支出しているのか。返礼品の合計が今幾らになっているのかを教えてください。

2点目は、ふるさと納付金、税制上の特例措置がありますね。特例措置が。その仕組みがどうなっているのか。逆に言えば、豊郷町からほかの他市町にここのふるさと納税をしておられる方がおられるのかどうか。それがわかるのかどうか。つまり、入ってくるだけではなしに、豊郷の町民の方でどこかに、私、例えば彦根市にふるさと納税するという方がおられたら、それだけうちの税収が減るわけですが、それがまず把握できるのかどうかということをお伺いします。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の仕組みということですが、制度の仕組みということですが、1万円、うちの場合、先ほど言いましたけど、返礼率30%ということなんですけれども、1万円を寄附いただいた場合については3,000円に消費税のけた分を返礼品制度としてお渡ししているということでございます。

これ、返礼品の合計ですけれども、現在の金額、寄附金の約30%ですから1,610万円ぐらいの金額であろうと思います。

それから、制度のついている寄附ということではほかの市町への逃げてる税金ということなんですけれども、税務課に確認しましたところ、昨年ですけれども、36件で143万8,000円減収という形になっているということです。28年度分が昨年のワンストップより若干ふえているので、来年あたりはふえると。逃げていく税金もふえるだろうということです。

以上です。

鈴木議員 議長

西澤清正議長 再質疑、鈴木議員。

鈴木議員 1点、返礼品が1,600万円、約ですが、その支出はどこを見ればその支出がわかるのか、教えてくださいのと、その予算書見ても見えないのでね。だから、お聞きしたいのは、5,000万円あって、そこから1,600万円出して2,300万円残っているのか、その返礼品の1,600万円分は一般会計のどこかで支出しているのか。いずれにしてもどこかで支出してるわけですね。今

のお話やと1,600万円。

予算書も当然ですけれども、申し上げるまでもないと思いますが、それは全部予算書に上げなければならないというふうにこれはなっていますから、どこかで仮に5,000万円あって、1,600万円出しているにしても、どこかでこれは予算書で上げられてなければならないと思うんですが、ちょっとそこがよくわからないので、どこに上げているのか1つと。

それから、今36件、豊郷の町民の方で他市町に納税されている方がおられるということでしたが、その百何万というのは。

私がお聞きしたいのは、豊郷町でほかの他市町にふるさと納税をしておられる方が何人おられるのかということが把握まずできるのか、可能なかどうか。その2点。

企画振興課長 議長

西澤清正議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

まず、他市町ということですが、豊郷町民がほかの市町へ寄附したということで、うちの税金が安くなるということですね。

全体で36件昨年あったということでございます。

税務課のほうは寄附控除とワンストップの申請のほうも届いていますから、その件数で割り出したものでございます。

それから、返礼品の把握ということですが、今回の補正予算で見ますと17ページの10番の地域づくり推進事業費の役務費の手数料として計上しているところでございます。

以上です。

鈴木議員 議長

西澤清正議長 再々質疑です。

鈴木議員 今でなくてもいいですが、うちの町で他市町にふるさと納税しておられる方が36人おられると。この方の当然、納税分は税務課のほうで把握できるわけですよ。幾らうちからそっちへ税金が移っているのか。今でなくても結構なんですけど、その36件、今もしわかればいいですけど、後で。

それから、その役務費が、今言うたら、この役務費の手数料591万2,000円がふるさと納税の返礼品だというのはきょう初めてお聞きしたんですが、念のためですけれども、これ、今までの累計で千六百何万とおっしゃられたんですが、これ、今までそういうと今初めて気がつきましたので、この591万円を補正で追加して1,600万円になると。合計で1,600万円とおっしゃったから、

そうすると、これまで、もう一度予算書を見てみればいいんですけども、役務費でこの591万2,000円を足して、先ほど課長がおっしゃった1,600万円にトータルでなるというふうに、後でこれ予算書を私も確認したいと思いますが、という理解でいいのですか。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 まず最初ですけども、他の市町へ寄附したことによって税金が逃げるということですけども、先ほどお答えさせていただいたと思うんですけども、36件で約143万円が税金逃げてるということでございます。

それから、1,600万円という話ですけども、これはあくまでも返礼品についてですけども、今回の今言うてるのは、手数料については返礼品、それから事務の手数料、それからクレジット関係のヤフー公金の手数料全部含めてということで数字でございます。

そこの今の今回の補正の511万2,000円を合計しますと2,230万円の予算計上になろうかと思えます。

以上です。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第14号平成28年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)を予算決算常任委員会に、議第15号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議第18号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を文教民生常任委員会に、議第16号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第17号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を総務産業建設常任委員会に付託したいと思えます。これに異議はございませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって議第14号を予算決算常任委員会に、議第15号及び議第18号を文教民生常任委員会に、議第16号及び議第17号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

昼食のために暫時休憩します。1時半から再開します。どうぞよろしく申し上げます。

(午後 0時22分 休憩)

(午後 1時29分 再開)

西澤清正議長 再開します。

日程第26、議第19号平成29年度豊郷町一般会計予算から日程第31、議第24号平成29年度豊郷町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第19号平成29年度豊郷町一般会計予算から議第24号平成29年度豊郷町水道事業会計予算までの一般会計予算及び各特別会計予算について一括してご説明申し上げます。

平成29年度の地方財政対策では、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税の一般財源総額について平成28年度を4,000億円上回る額を確保して対応することとされました。

本町といたしましても、子育て支援や教育環境の充実などの総合戦略に基づき、事業の着実な実施に努めてまいりますとともに、県や関係機関との連携を強化し、地方の自主財源の充実や地方問題解決に向け、県、国に積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

さて、本町の財政状況は、平成27年度決算において町民税及び軽自動車税を除く税目が減少しており、町税全体では平成26年度比1億1,031万円の減収となり、交付税総額は増加しているものの、全体の一般財源は減少しました。

こうした中であって、継続的、安定的財政運営のために財政調整基金及び各特定目的基金に積み立てを行い、財政健全化を確保したところではありますが、社会保障関係費の増加傾向を鑑みれば、急速な財政悪化を想定した堅実な財政運営を行う必要があります。

平成29年度の予算編成に当たっては、平成28年度2月に策定いたしました。まち・ひと・しごと創生法に基づく豊郷町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略により、町民が意欲を持って働くことができ、結婚、出産、子育てが安心してでき、将来に夢と希望、愛着を持つことができる魅力あふれる豊郷町の創造と発展を基本理念として、5カ年の総合戦略の各事業に取り組み、今日の人口減少、高齢化社会の現実を注視しつつ、長期的な視点から確かな結果が出せる施策を実行していくものであります。

このような中、明日を担う子どもたちを地域の宝として育むため、高校世代ま

での医療費無料化、小中学校の給食費助成制度及び小中学校入学に係る準備金の助成など、引き続き子育て環境の充実を図ってまいります。

次に、今日いつ起こるか懸念されている南海トラフ地震を初めとした自然災害時の拠点となります役場庁舎について、安心・安全に配慮した施設に整備するため、再度の実施設計を行うものであります。

また、本町の重要課題であります改良住宅の譲渡の推進、さらに住民生活に密着した町道等の道路整備事業や交通安全施策整備事業について安心・安全なまちづくりのため、整備に努めるものであります。

町を支える産業として農業や地域産業の振興では、国の施策等の動向に注意しつつ、環境こだわり農産物や農村まるごと保全事業などの取り組みを進め、生産性の向上など、農業振興に努めてまいります。

また、豊郷小学校旧校舎群を初めとした観光資源の活用に町のPRと観光振興に取り組むものでございます。

このような方針をもとに編成いたしました平成29年度の一般会計当初予算の総額は38億1,200万円となり、前年比と比べますと金額で2億9,500万円、率にして7.2%の減となりました。

主な歳入について申し上げますと、まず、町税であります、総額が9億4,141万円で、前年比に比べて2,356万1,000円、2.6%の増となりました。

以下、地方交付税は13億1,800万円で3.5%の減、国庫支出金は3億4,919万4,000円で8.2%の増、県支出金は2億5,120万6,000円で0.8%の減、地方消費税交付金1億1,500万円で5.7%の減、財産収入は1,223万6,000円で45.4%の減、繰入金は1億9,979万9,000円で16.9%の減、諸収入は2億3,600万円で1.7%の増、町債は1億6,110万円で63.5%の減であります。

そのほかでは、地方譲与税2,560万円、利子割交付金110万円、自動車取得税交付金820万円、地方特例交付金560万円、交通安全対策特別交付金130万円、分担金及び負担金2,231万8,000円、使用料及び手数料6,833万6,000円、寄附金5,000万1,000円、繰越金4,000万円などを見込んでおります。

財源比率では、自主財源の占める割合は41.2%、依存財源は58.8%であり、前年度に比べて自主財源比率が3.3%増加しておりますが、依然として歳入のほとんどを依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政構造となっております。

次に、歳出面で主なものといたしましては、民生費13億4,188万5,000円で、対前年度比に比べ3.3%の増であります。以下、議会費6,373万1,000円で0.6%の減、総務費6億540万4,000円で27.1%の増、衛生費3億2,729万8,000円で6.1%の減、農林水産業費7,388万円で7.7%の減、商工費2,836万6,000円で21.8%の増、土木費4億4,917万6,000円で3.4%の減、消防費1億2,210万円で72.3%の減、教育費5億9,053万3,000円で15.8%の減、公債費2億411万7,000円で1.1%の増、労働費51万円で0.2%の減、予備費500万円を計上しております。

議第20号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

豊郷町国民健康保険事業特別会計予算は10億2,455万3,000円で、1.8%の減であります。

歳入のうち主なものは、国民健康保険税1億6,512万1,000円、2.2%の増、国庫支出金2億5,221万8,000円、4.7%の減、療養給付費交付金3,517万3,000円、5.8%の減、前期高齢者交付金1億9,128万円、27.7%の増、県支出金7,338万3,000円、1.5%の増。共同事業交付金2億1,198万2,000円、18.4%の減、繰入金9,338万1,000円、3.0%の減、諸収入181万円、0.8%の減であり、そのほかでは、使用料及び手数料15万4,000円、財産収入5万円、繰越金1,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費2,265万円、9.7%の増、保険給付費5億8,387万円、2.8%の減、後期高齢者支援金等1億903万5,000円、0.9%の減、介護納付金4,898万3,000円、4.4%の減、共同事業拠出金2億4,646万2,000円、0.6%の減、保健事業費1,284万6,000円、3.2%の増、諸支出金55万2,000円。そのほかでは前期高齢者納付金等9万9,000円、老人保健拠出金6,000円、基金積立金5万円計上しております。

医療諸費の減少により、保険給付費全体で1,676万5,000円、2.8%の減、介護納付金で228万1,000円、4.4%の減。全体では1,905万3,000円、1.8%の減となったものでございます。

次に、議第21号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計予算は2億9,935万円で、9.7%の減であります。

歳入のうち、主なものは分担金及び負担金157万2,000円、0.5%の減、使用料及び手数料1億2,781万9,000円、1.6%の増、繰入金1億5,718万4,000円、2.9%の減、町債1,070万円、54.5%の減、繰越金200万円、28.2%の減、そのほかでは諸収入1,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費1億699万1,000円、2.3%の増、下水道事業費1,581万5,000円、68.5%の減、公債費1億7,654万4,000円計上しております。

下水道事業では、マンホールトイレ設置工事及び総合地震対策工事の完了に伴う減少により、全体として3,215万4,000円、9.7%の減となったものでございます。

次に、議第22号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険事業特別会計予算は6億4,402万9,000円で、3.9%の増であります。

歳入のうち、主なものは保険料1億2,805万5,000円、17.6%の増、国庫支出金1億4,138万6,000円、4.4%の増、支払基金交付金1億7,046万8,000円、5.5%の増、県支出金8,919万8,000円、5.8%の増、繰入金1億1,404万4,000円、6.1%の増、そのほかでは使用料及び手数料3,000円、財産収入1,000円、繰越金3,000円、町債87万円を見込んでおります。

歳出では、総務費2,850万4,000円、4.9%の増、保険給付費5億9,644万2,000円、3.6%の増、地域支援事業費1,650万8,000円、18.9%の増、そのほかでは基金積立金1,000円、諸支出金4万3,000円、財政安定化基金拠出金253万1,000円計上しております。

歳出のうち、保険給付費が地域密着型介護サービス及び施設介護サービスを中心として2,047万3,000円、3.6%の増となり、歳入では保険給付費の増加に伴う支払基金交付金及び県支出金が増加し、全体として2,444万5,000円、3.9%の増となったものでございます。

次に、議第23号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療事業特別会計予算は6,170万6,000円で4.1%の増であります。

歳入のうち、主なものは後期高齢者医療保険料3,704万7,000

円、4.7%の増、繰入金2,452万7,000円、2.8%の増、そのほかでは使用料及び手数料3,000円、繰越金1,000円、諸収入12万8,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費545万4,000円、6.6%の増、後期高齢者医療広域連合納付金5,612万5,000円、3.7%の増、そのほかでは諸支出金12万7,000円計上しております。

次に、議第24号平成29年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度の水道事業の予定量は、第2条記載のとおり、給水戸数2,385戸、年間総給水量79万4,387立方メートル、一日平均給水量2,176立方メートル、一日最大給水量9,890立方メートル。主な建設改良事業としましては、配水管設備改良費1,035万4,000円を計上しております。

第3条記載の収益的収入及び支出の予定額は収入総額を2億720万5,000円、支出総額を2億4,268万円とし、収入の内訳は、営業収益1億3,430万4,000円と営業外収益7,290万1,000円であります。支出の内訳は、営業費用2億482万2,000円と営業外費用3,685万8,000円、予備費100万円としております。

第4条記載の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を3億6,102万円とし、その内訳は補助金4,320万1,000円、出資金3億1,781万9,000円でございます。

支出につきましては、資本的支出の総額を9,453万6,000円とし、その内訳は建設改良費に1,598万7,000円と企業債償還金7,854万9,000円を予定しております。

第5条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,526万2,000円としております。

第6条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を受け入れ、第7条のたな卸資産購入限度額は材料に7万3,000円、量水器に140万4,000円と定めております。

なお、3ページの注記表の1に記載のとおり、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

以上、議第19号平成29年度豊郷町一般会計予算から議第24号平成29年度豊郷町水道事業会計予算までの一般会計予算及び各事業会計予算についてのご説明を申し上げます。

主な事業内容につきましては、議員の皆様へ配付いたしました平成29年度予

算書及び主要施策の概要をご参照願いたいと存じます。

なお、本予算の執行に当たっては、議員の皆さんの格別のお力添えをお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長、8番。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第19号平成29年度豊郷町一般会計予算に対して質疑を行います。

2点質問をいたします。

1点は、30ページの議会費について質問をいたします。

今回の提案をされています平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）と比較をいたしますと、例えば平成29年度の予算では議員の期末手当が764万2,000円となっていますが、議第14号補正予算ではこれが最終だと思えますが764万3,000円で1,000円違うんですが、説明をお願いいたします。

同じく議会費の4共済費ですが、平成29年度予算は951万3,000円となっていますが、同じように第5号の補正では共済費は984万9,000円で、ここでは4,000円数字が違うのですが、説明を求めます。

次に、32ページの一般管理費の2給料、特別職給について質問をいたします。

特別職給、この一番最後にあります説明では、特別職が3人となっていますから、町長、副町長、教育長さんの分だと思われま。予算の特別職給1,248万円は、先ほど申し上げました最終補正の一番最後の一覧表を見ますと2人分で1,248万円になっていますから、これは町長と副町長の分の給与だというふうに思われます。

そこで質問をいたします。現在の副町長、村西副町長の任期はこの3月31日で切れるというふうに思われますが、本議会に村西副町長の再任議案は提案をされていませんので、村西副町長は本3月31日の任期をもって退職をされるというふうに理解をしいのかどうか、お伺いをいたしたいと思えます。

3点目は、同じように特別職給の共済費、補正予算、最終の第5号によりますと、町長、副町長分の共済費が679万2,000円になっていますが、その特別職の分の共済費の679万2,000円がどこに含まれているのか、説明をお願いをしいと思えます。

以上です。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 副町長の件でございますけれども、当初にどうのこうのとお話があらうかと思
いますけれども、今現在検討して、最終日にでもというような思いで今考えてい
るところでございます。

副町長 議長。

西澤清正議長 村西副町長。

副町長 鈴木議員の質疑にお答えいたします

ただいま町長より最終日にでもという大変ありがたいようなご提案のご意見
といえますか、お言葉をいただいているわけでございますが、今現時点としては
任期満了ということで退任させていただく意思を持っておりますので、その点ご
理解も願いたいと思います。

議会事務局長 議長。

西澤清正議長 角田議会事務局長。

議会事務局長 特別に発言をこの場でお許しをいただきたいと思います。

鈴木議員さんのご質疑でございます議会費の30ページでございます。職員手
当等の議員期末手当、当初予算764万2,000円につきましては、期末手当6
月、204万4,500円月額1.15掛けまして、そこに1.55の数字を
掛けますと364万4,321円、さらに12月の期末手当につきましては同
額204万4,500円に1.15月掛ける1.7という掛け率で、399
万6,998円でございます。合計しますと764万1,319円ということで、
今回の764万2,000円を計上させていただいております。

もう1点、共済費でございますが、こちらの議員共済組合負担金951
万3,000円につきましては914万6,880円。これは12人の方に16
万円を掛けまして12カ月すると、100分の39.7という掛け率を今回、町
村議会の共済のほうから連絡をいただいております。この数字を掛けまし
て914万6,880円、さらに議員団体障害保険18万5,760円ですが、
これにつきましては1人当たり2,580円を2分の1で割りまして、あと12
人の方の12カ月分18万5,760円。さらに、事務費といたしまして12人
の議員さんに各1万5,000円を掛けまして18万円。合計で951
万3,000円の計上をさせていただいたというものでございます。

鈴木議員 何で違うんやて聞いている。中身について聞いてない。

議会事務局長 これにつきましては、今回、29年度の掛け率の部分で、さきに人勧の改正が

ございました。その分を今回加えまして計算をしております。その分が前年の分との差額でございます。

以上です。

鈴木議員 　それ、説明になってない。

総務課長 　議長。

西澤清正議長 　村田総務課長。

総務課長 　鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

予算書のページ31ページの給料のうち、特別職の給料1, 248万円、これは町長、副町長の2人分でございます。教育長については、教育費のほうからの支出でございます。

それと、4の共済費ですが、これにつきましては一般職、特別職含めて共済組合等に支払っておりますので、この中に含まれているということになりますので、よろしく願いいたします。

鈴木議員 　議長。

西澤清正議長 　再質疑。鈴木議員。

鈴木議員 　まず、議会費の違うやつは、局長答弁になってないですよ。去年の12月の補正で人勸で補正をしたと。その数字だと。その数字が764万3, 000円じゃないですか。しかし、今回では764万2, 000円になっているのはなぜかって聞いている。

局長の説明は、12月補正で人勸との出ましたよ。それで計算して、数字が764万2, 000円だとおっしゃったけど、違うでしょう。12月補正は764万3, 000円でしょう。そんないいかげんな説明いかんわ。

少なくとも、この議会に載せられている一般会計予算の最終予算言いましょうか。30ページあけてみなさいな。30ページは764万3, 000円ですよ。これがあなたがおっしゃった12月議会で人勸の補正をして上げた額でしょう。これを認めたわけでしょう。これが今年度では764万2, 000円で、1, 000円違うからなぜか言うたら、764万2, 000円が正しいんだと言ったら、この12月補正で言うた764万3, 000円は、これ何なんです。

単位千円と書いてますから。どっちが正しいかと言ったら単位千円で書いてあるんやから。

質問している意味わかってもらえますか。

あなたの説明は12月補正でしたのはこれやから、この数字上げてあるんや。どっちが正しいんだということを聞いているだけの話です。1, 000円違ういうて。

四捨五入の切り捨て間違っただけかという。

これ、単位千円になっていますから。でも、さっきの局長の説明やと、これは764万2,000円やと言うんでしょう。これで書いてあるのは764万3,000円で書いてあるでしょう。どうなんやって聞いている。明快な説明を求めます。

積み上げた積算とか、そんなこと聞いてない。何で1,000円違うのやって聞いているの。共済費も4,000円違うでしょう。同じ説明でしょう。

これ、局長が積み上げたのか、総務課が積み上げたのか、私知りませんけれども、なぜ違うんです。どっちの数字が本当なんでしょう。

この764万2,000円が正しいんだとしたら、じゃ、12月補正の額は間違ってたんですね。

ここの最終の第5号に上がっているのは、12月議会で補正した764万3,000円が上がっているんでしょう。普通であれば、この764万3,000円がそのまま29年度の当初予算に上がるわけでしょう。普通ですやん、事務的に。それが1,000円と4,000円違うのはなぜかって質問してるんです。

質問の意味わかってもらえましたか。それを明快に答えてください。

それから、できれば一般職給の中に特別職給の入っているということでしたけれども、できればこれ区分をしてほしい。わかるように。多分、そのように入っているんだろうなどは予測をしながら聞いていますが、やっぱり聞いてみないとわからないというのは、できればこれはそういう区分けをしていただきたい。

これ要望です。

次、副町長の件ですが、非常に困った質問をしなきゃなりません、町長はできれば最終日にでもとおっしゃいました。副町長は、今のところ、任期満了をもって退職をさせていただきたいと答えました。これは一体どういう、と思うんですが。

いや、私が質問したいのは、4年前に村西副町長が選任されたときは、今の逆でした。真逆でした。思い出していただければと思いますが。

4年前の選任の際は、村西副町長の選任案件は提案されました。選任案件は。ところが、副町長の分の給与が支出で見込まれていませんでした。私、副町長選任するのは結構だけれども、じゃ、副町長の分のお給料はどうするのかと質問をさせていただきました。

村田企画振興課長が当時お答えになったのは、特別職は町長の分だけ、特別職給の給与に変わらないから、4月、5月はこの町長のところから食って、6月

で補正をいたしますという、そういう趣旨のお答えだったと思います。今回は反対です。

人事案件は提案がされていないにもかかわらず、町長、副町長の分の給料2人分は予算化されている。今回はね。町長は最終日にでもと考えていますということであったから、それはそれでわかるんですが。

お聞きします。率直にお聞きします。町長の思いと副町長の思い、一体どちらが本意なのか。お2人からお聞かせください。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 私の思いは、余人にかえがたいということで続けてというような思いもあります。しかし、その時点で副町長のほうからもう4年間全力で務めてきたということで、そういうお声もいただきました。しかしながら、しっかりと説得してこうという、そういう思いも今持っておりますので、そのようにお答えしたのであります。

副町長の決意は強そうです。

しっかりとまた副町長人事はこれからも考えていきたいと思っております。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 最後に、町長のほうで熟慮されるということですが、今のお話ですと最終日にでもということでした。やはり人事案件というのはそういうのでは非常に大事な人事案件ですから、これから考えられて、最終日に議会へ提案したいというのは議会としてもなかなか受けがたいところがあるんじゃないかと思いますが、その辺のところを町長の真意をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 今日までずっとその人事のほうは考えておりました。やっぱり本人の承諾ただかん限りは提案というのは、ましてや本人にも失礼やし、議会の皆さん方にも失礼であろうと、そういう思いであります。

ということで、希望的に最終日にでもと。それがかなわなかったら、またしっかりと検討した中で6月でも。しっかりそういう新しい人材も発掘するという思いもどこかで踏ん切りもつけなあかんとは思いますが、それはそのときにはまた皆さん方にも提案はさせていただきたい、こういう思いでございます。

以上です。

議会事務局長 議長。

西澤清正議長 角田議会事務局長。

議会事務局長 鈴木議員さんの再質疑にお答えいたします。
今ほどの数字の違いにつきまして、ちょっとまことに申しわけありません。資料等を確認をさせていただきまして、また後ほど。

鈴木議員 確認じゃないんです。出てるって、数字で。そんなん通らへんで。何の確認するんや。
議長、特別発言を許してください。

西澤清正議長 どうぞ。

鈴木議員 資料出てるじゃないか、2つ。私はこの資料を比較して質問してるんや。違いますか、局長。何の資料確認するの。この資料2つ出た資料で私は質問してるんですよ。何で違うんやってしてる。違う理由、説明できないんですか。
だったら、これ取り下げなさいよ。説明できんのかから。説明できんのかから取り下げるしかないで。説明できひんのでしょ。

西澤清正議長 ちょっと暫時休憩をし、調べますので。暫時休憩をします。
(午後 2時08分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

西澤清正議長 再開します。

議会事務局長 議長。

西澤清正議長 角田議会事務局長。

議会事務局長 今ほどの鈴木議員のお話でございます。まず、職員手当のほうの分でございますけれども、12月につきましては人勧に上がった分をそのまま、端数の分を当然1,000円単位で切り上げて、数字を出させていただきます。
今回の当初につきましては、当然、6月と12月と2回分の計算させてもらっていますので、これの合算のときに1,000円の切り上げが少なくなったと。

鈴木議員 局長、なぜ1,000円違うんやて聞いている。違う数字を上げてきたんやということ聞いている。
予算決算常任委員会でやってもいいんだけど、そこ行けへんから。
僕の質問はなぜ1,000円違うのかという質問。

議会事務局長 先ほど言いましたように、人勧、数字を今回、当然、12月の段階、12月分として上げたわけですがけれども、そのときに当然、端数切り上げて予算を要求して支出します。
当初予算につきましては6月と12月の2回が当然その率で計算されますけ

れども、6月分の計算をし、12月の計算をし、端数までの合算をしたときに、両方とも切り上げ、合算で1回の切り上げになりますので、端数処理がまとめて1,000円で終わってしまうということでございます。

鈴木議員 じゃ、その計算したやつを予算決算常任委員会で資料で出してください。もうええわ。

議会事務局長 わかりました。出させてもらいます。

西澤清正議長 予算決算で資料出すということで、ほかに質疑ありませんか。

今村議員 一般会計予算書から、議第19号から行きます。

17ページの款12使用料及び手数料、項1使用料、目2民生費使用料の中で、3デイサービス使用料の194万8,000円、生きがいデイサービス利用料、また隣保館デイサービス利用料、これの当初予算の算定人数、利用料、この内訳について説明してください。

続いて、21ページです。項2県補助金の目2の民生費県補助金の老人福祉費補助金の64万2,000円、老人クラブ活動等事業補助金とありますが、この64万2,000円、老人クラブの活動量が減ったというのを先ほど補正の中で説明ありましたが、当初予算として単位老人クラブ、どういう活動で、この補助金は算定されているのか、各字並びに単位老人クラブ、また活動内容について説明してください。

それから、24ページの項2財産売払収入、不動産売払収入、1土地売払収入と2建物売払収入、これの当初の見積もりはどのような件数で、どのような中身なのか、説明してください。

そして、その下の寄附金の中で総務費寄附金の中でふるさと応援寄附金4,750万円、当初予算で上がっておりますが、これについて件数、どのような件数で上げているのか。前年度の先ほど補正予算はお聞きしましたが、この具体的に1件当たりの一番多い寄附金額は幾らぐらいで、何件ぐらい想定しているのか、説明してください。

それから次は、32ページに行きます。32ページの一般管理費の中で、13番委託料で条例のあれにも出てましたけれども、特定個人情報安全管理措置対応支援業務委託料270万円、またその下の文書管理業務委託料119万9,000円で、これはどういう委託を考えているのか。そして、どういうことをしてもらうのか。委託先と委託内容について説明してください。

次に、34ページの目5の財産管理費の中で13番委託料で、ここで設計委託料2,384万5,000円というのが上がっておりますが、これについて内容

について説明してください。

それから、35ページ。35ページで、その中で節の19番負補交の中で、全国小さくても輝く自治体フォーラム参加負担金ということで3万円上がっているんですが、これは小さくても輝く自治体フォーラムに当町も参加している負担金なのかなと思いますが、前年度、この参加場、どこであって、どういう参加したのか、今年度の3万円の負担金というのは、これはどういう計画でこれは3万円が上がっているのか、説明してください。

次は44ページに行きます。

44ページの民生費の中で、目1社会福祉総務費の中で、8番の報償費で結婚新生活支援記念品というのが20万円上がっているんですが、これはどういう中身の記念品で、前年度も何かそういう関係、これは結婚した新居に出たと思うんですけども、これはどういう内容にしているのか説明してください。

次に、45ページですね。目2の老人福祉費で13番委託料で生きがいデイサービスセンター運営事業委託料と上のすまいるたうんばす運行事業委託料、これ、社会福祉協議会のほうに委託されているんですが、今年度の委託のすまいるたうんばすの運行変更なんかどうなったのかという、新年度どういうふうにやっていくのかというのと、それから生きがいデイサービスセンター運営事業委託料、この委託料の中身はどのような使われ方を想定して、算定して町はこの委託料として上げているのか、説明をしてください。

そして、次、46ページの老人福祉費の中で20番扶助費で紙おむつ支給事業というのが303万円あるんですけども、この紙おむつ支給事業、豊郷は認知症の方とか要介護の進んだ方とか、そういった方でしているんですが、支給事業のやり方で現物支給よりも現金か、そのお金のほうが良いという方もいらっしゃるんですが、新年度はどのような形の紙おむつの支給事業にしようと考えているのか、そういう個々の家庭の事情に対応できる形でやるのかどうか、ちょっとその辺は28年度やったのと29年度で多少変化があるのかどうか、ちょっとその辺の中身を説明してください。

それから、次は50ページで、隣保館施設費で13番委託料で、高齢者地域ふれあい交流事業委託料172万8,000円、この地域交流事業委託料という形で172万8,000円上がっておりますが、これはどういう形で委託先を決めているのか。また、この事業は月に2回しかやっていませんけど、拡大できるのか、人数の定員も拡大できるのか、そういったことはどういう形になるのか、説明をお願いいたします。

次に、次、53ページの児童福祉費の中で節の7賃金1,201万3,000

円、臨時職員賃金と、その上の報酬408万円、指導員報酬、これの人数区分と対象はどういう人を対象にするのか、有資格者か、いろんな面で、というのを説明をしてください。

それから、その下、54ページの愛里保育園施設費の中で、報酬で保育士が1,440万円、また7番賃金で臨時職員賃金770万3,000円、これも人数をちょっと説明してください。

それから、56ページの子育て支援センター施設費の中で、ここで指導員報酬、専門員報酬とあるんですが、これもどういう勤務体系で人数をどう考えているのか。それから、賃金、195万2,000円も臨時職員賃金というのでどういう勤務体系で人数とか、どういうふうに考えているのか、説明してください。

それから、次、60ページですね。この今清掃費の中に清掃総務費で7番賃金479万9,000円、臨時職員賃金、これも勤務体系と人数の賃金のどういう賃金体系か、説明してください。

そして、次、67ページですね。商工費の中で目2の観光費で13番委託料でインバウンド宿泊・体験ツアー委託料350万円、また19番の負補交でインバウンド宿泊施設整備費補助金200万円。これ、町が考えている、この体験ツアー、新年度ではどういう取り組みにしていくのか、またどういう人たちが携わっていくのか、町の構想を説明してください。

そして、68ページの土木総務費の中で、7番賃金、臨時職員賃金461万9,000円のこの賃金も臨時職員の勤務体系並びに賃金の体系はどうなっているのか、説明してください。

次、70ページで、ここに道路橋梁費の中で15番工事請負費7,299万9,000円、字要望道路整備事業費、町道路整備事業費、交通安全施設整備事業、そういうことで工事請負費の概算の内訳、説明の金額はないんですが、大体的見積もりで結構ですので、どういうところを考えているのか、その算定根拠を説明してください。

72ページの改良住宅管理費の中で、19番負補交の中の地域改善向け住宅促進全国協議会負担金1万円であるんですが、この地域改善向け住宅促進全国協議会というのはどういう協議会なのか、町がそこに負担金を出してどういうことをしているのか、その協議会の説明をお願いします。

そして、77ページ、次は。目3の教育振興費の中で、13番委託料で自尊心・学びの基礎育成プロジェクト実践活動委託料15万円と人材派遣委託料1,683万6,000円の、これの委託先、委託内容、どういう人員を確保するのか、それをちょっと説明してください。

それから、次は92ページで、92ページの7番図書館費の中で、1報酬で図書館長、図書館協議会委員、図書館司書と報酬が682万4,000円。これについて、これも職員数と、この図書館協議会委員という方たちがどういう活動を1年間されるのか、その中身を町が教育委員会で考えておられる、その中身を教えてください。

それから、7番賃金で、臨時職員賃金93万円上がっておりますが、その臨時職員というのはどういう位置づけの職員さんなのか、説明をお願いいたします。

これが一般会計予算書に関する部分です。

続いて、豊郷町国民健康保険事業特別会計、議第20号につきまして、7ページの歳入の中で、ここに一般被保険者国民健康保険税ということで、前年よりも648万1,000円の増額で本年度の当初予算が上がっておりますが、その医療給付費、現年度課税分というのがありますが、その内訳と人数を出してもらうのと、その下に退職被保険者国民健康保険税のほうのこれで比較で本年度予算が減額になっておりますが、この減額になっている理由というのは退職被保険者医療費分の課税対象者が減ったのか、それとも徴収金額が減っているのか、そういう当初予算としての減額理由を説明をお願いいたします。

そして、次は8ページですね。8ページの項2の国庫補助金の中で1財政調整交付金、これが前年度よりも310万5,000円上がって、普通調整交付金7,469万5,000円と特別調整交付金1,331万1,000円とあるんですが、豊郷町で独自に町単でやってる18歳未満の医療費無料化、そういう町の単独施策でやっておりますが、それに対する国庫調整交付金のペナルティが当町にも課せられているというのは、皆さんもご存じのことなんですが、この新年度予算でそういった、国はこれも改善方向を示したいとかなんとか言っていました、ペナルティは相変わらずあるんでしょうか。その辺は担当課のほうで掌握していると思うので、新年度におけるペナルティはあるのかないのか。その辺を説明をお願いいたします。

それから、次は9ページですね。9ページの特別調整交付金も含めて、これで次が11ページですね。一般会計繰入金ということで、その他一般会計繰入金1,168万円あります。このその他一般会計繰入金の中で豊郷町単独で障害認定3級以上もありますよ。豊郷が単独でやっているやつ分、高校まで医療費無料化も含めて、その分の金額はこの中で当初予算としてはどのくらい見積もっているのか、上乘せしてる町がやっている医療費助成に対しては幾らになっているのか、説明してください。

これが国民健康保険の関係ですね。

続いて、次は介護保険事業特別会計のほうに移ります。

議第22号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計予算につきまして、まず53ページですね。歳入のところですけど、歳入予算の介護保険料、項1第1号被保険者保険料ということで、新年度の当初予算がここに組み込まれているんですけども、この第1号被保険者保険料特別徴収分、また普通徴収分の人数と、それと豊郷にはケア付き高齢者賃貸住宅というのが石畑地先と高野瀬地先に建設され、入所され、この前、火災事故もちょっとあったりして心配ですけども、その豊郷町にそういったケア付き賃貸住宅に住んでる高齢者の方で住民票があって、住所地特例じゃない方で、第1号被保険者の特別徴収分、普通徴収分の方いるかどうかわかりませんが、何人この中に含まれているのか、その人数と、できたらそこで介護保険サービスを受けている人の人数がわかれば、含めて説明をしてください。

それから、次は57ページですね。これは歳入の部の町債ですね。財政安定化基金貸付金、前年度が2,192万2,000円が、今年度、財政安定化基金貸付金が87万円を当初の予算として上げておられますが、この87万円というのは予算の帳尻合わせでこうなっているのかどうかわかりませんが、昨年度の貸付金から比べたら非常に少ないんですが、これは低く想定できた理由は何なのか。第6期の最後の3年度に入っていますけれども、介護保険料が28年も上がったので、そういう保険料の上がった分でこれが減っているのかどうか、私もちょっとわかりませんので、担当課として当初予算でこれが下がっている理由を説明してください。

それから60ページで、ここに地域包括支援センター運営協議会費ということで5万5,000円報酬。地域包括支援センター運営協議会委員に対する報酬が5万5,000円上がっているんですが、この地域包括支援センター、これが豊郷においてもこれからの総合事業のかなめとなるとこなんですけども、この地域包括支援センターの運営協議会の活動、1年間どういう方々がどういう活動を年間、特に今度の29年度からここが拠点となるはずなんで、どういう活動を予定しているのか、またどういう方たちがこの運営協議会委員として取り組んでいただけるのか、活動予定とかを含めて説明をしてください。

それから、次は61ページですね。61ページの保険給付費のここに介護サービス等諸費、介護サービスを受けた給付費がここに上がっているんですけども、その総計が今年度の予定よりも若干ふえるという形で5億4,307万3,000円というふうに設定されているんですが、これは第6期の計画数値から比べるとどんなふうに分析されているのかというのを説明してほしいです。

それと、その下に介護予防サービスというのが入っているんですけども、これで62ページの計、ここ、介護予防サービス等諸費の計が62ページで新年度予算は800万5,000円となっているんですが、前年度から比べると296万7,000円の減なんですけど、これは減に至る理由は一体何なのか。新年度からは要支援1、2の人たちはできるその中で受けられるサービスとして介護予防サービスだと思うんですけど、そういうのが減になっているという理由は一体何なのか。当初予算として減らしている理由を説明してください。

次は66ページに、ここに項3の介護予防・日常生活支援総合事業、これは総合事業という形で入っている介護予防なんですけどね。この介護予防総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業ということで、19番負補交で441万9,000円、訪問型サービス事業費負担金88万3,000円、通所型サービス事業費負担金315万9,000円、この2つについてなんですけど、これはこのサービスを行うのは一体どういう事業所。今まで介護保険サービスは豊郷の利用者の方は広域で彦根のところでも愛荘でも、あちこち必要なサービスを選んで受けられるという形になっていましたが、このサービス総合事業のサービス費というのは、この訪問型サービス事業負担金88万3,000円、通所型サービス事業費負担金315万9,000円、これの算定基準というのは何なんでしょう。

要支援1の1カ月の限度額は大体5,000円ぐらいで、年間5万円ぐらいですよね。5万、6万ぐらいまでかな。通所デイサービスで1万円ぐらいやから、その9割をこのサービス事業の中では利用者が受けたところの事業所にこれが入っていくのかどうか、その辺を具体的に説明をしていただきたい。

以上が介護保険に関する新年度予算の説明お願いいたします。

保健福祉課長
今村議員
保健福祉課長

議長。

神辺保健福祉課長。

今村議員のご質疑にお答えさせていただきたいと思います。

一般会計の当初予算歳入の部ですけど、17ページ、民生費使用料のところのデイサービス使用料で算定はどうなっているかというお尋ねいただきました。こちらにつきましては、29年度の利用料としましてお一人600円の開所日が244日、平均12日で算定をさせていただきました。しかし、先ほどもちょっと触れたかわかりませんが、デイサービスのほうの利用人数はどんどんふえておりますので、当初としてはこれだけを見させていただきますが、今後、また増額を年度途中ですることがあるかと思いますが、今、確定というか、計上させていただいたのは以上です。

それと、21ページのところで、歳入ですけれども、老人福祉費補助金、老人クラブの活動費について、この活動がどういうものについての補助金かというお尋ねだったと思うんですけれども、これは老人クラブ連合会に対する補助金や、単位クラブ、そして小規模老人クラブ、同じく単位老人クラブには違いありませんけれども、規模の大小で。それと、新しい老人クラブ創造推進員さんというのを設置されておられますので、そういう設置に対する補助が入ってきた合計が見込みとして64万2,000円を上げております。

続きまして、歳出ですけれども、45ページ、委託料のところですまいるたうんばす運行委託料のところ、29年度の運行の内容変更等はどうかだったのかというお尋ねいただきました。これにつきましては、今までも答弁何回かさせていただきまして、実証実験をしてるということをお答えさせていただいておりますので、その結果、29年度からは今補足運行としておりますすまいるたうんばすではなくって、デマンド形式で医療機関から帰っていただくときに待ち時間が長い部分を解消しようとする、その補足運行をしておりますが、それが今、1時間に1回の運行ですけれども、それを30分単位で増発するという形で内容を充実していきたいと考えております。

すまいるたうんばすの4区分で運行している部分については継続を考えております。

それと、生きがいデイサービスセンターのこの歳出の内訳ということだったんですが、これにつきましては生きがいデイサービスに携わる職員さん、社協さんのほうに委託しておりますけれども、この従事する4名の方の人件費が主な部分となります。先ほども少し触れましたが、今年度につきましては28年度は今のところ、平均して13.9人一日の利用が上がってきている状況になっております。

それと、46ページのところで、紙おむつ支給事業のところ、現物支給か現金かというようなお話をいただいたかと思っておりますけれども、これにつきましては23年度、そして26年度にもこの交付の形を現物支給にするのか、あるいは直接買われて償還払いにするのか、今ほど言っていたような現金等々いろんな形でアンケートをさせていただきましたら、利用されている方々からは現状の現物支給を求められましたので、その形で継続しております。29年度についても現物支給を考えたいと思っております。

私のほうから以上です。

総務課長

議長。

西澤清正議長

村田総務課長。

総務課長

今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、まず32ページの総務費の一般管理費におきます13の委託料の中の特定個人情報安全管理措置対応支援業務の委託でございます。これにつきましては、先ほどの条例改正のときに申し上げましたように、特定情報なり、マイナンバー制度の導入が今後利用がされます。

その中で、今後のその利用の際に対応するために、まずは職員用の取り扱いマニュアルを作成したいと。どういう取り扱いをするかということをしていきたい。それとあわせて、職員の導入に対する職員の研修を行いたいということで委託費270万円を計上しております。これは業者のほうに委託をする予定でございます。

次、文書管理業務委託料119万9,000円でございますが、これは毎年文書管理におきまして新たな文書の登録、そしてまた複数年の継続部分、それとまた廃止する文書等に分けて、これは業者のほうで毎年委託をしまして、分類等について、それと書庫の整理等もあわせて委託をしている内容でございます。

次に、34ページでございます。34ページの財産管理費の13委託料のうち、設計委託料2,384万5,000円のことでございますが、これにつきましては3月1日の全員協議会で現在の庁舎の増改築計画(案)というものをお示しをさせていただきました。その図面によりまして、今後、実施設計を行いたいということの経費で2,384万5,000円を計上したものでございます。

企画振興課長

議長。

西澤清正議長

山口企画振興課長。

企画振興課長

今村議員のご質疑にお答えいたします。

私のほうからは、24ページ、ふるさと応援寄附金ということですが、先ほど補正の際にご説明させていただきましたけれども、平成28年度2月13日現在で約2,200件の方から約5,400万円の寄附をいただいているところでございます。

当初予算の見込みといたしましては、本町は返礼品制度を導入したのが10月であり、10月以降のデータしかないということなんですけれども、その28年度同額よりちょっと少な目で予算を計上しているところでございます。

件数としては約2,000件を思っております。

今村議員からのふるさと納税に関する詳細をとということでございますけれども、大体本町においては1人単価2万4,000円、平均いたしますと2万4,000円ぐらいでございます。5,000円の寄附が892件で、全体の40.7%、それから1万円の寄附が858件で、全体の39.2%、次に多

いのが10万円の寄附で272件で12.4%。

また、寄附の地域からということですが、関東地方からは1,196件で54.6%、その中の東京といたしましては699件で、全体の31.9%、そちらのほうから寄附をいただいております。

カテゴリーといたしましては、米が一番多く1,100件で、比率としては50.3%でございます。平成28年度におきましては、毎年、駆け込みの寄附が非常に多く、昨年では11月、12月の間に約4,200万円、1600件ですが、いただいているところでございます。

次に、35ページですが、全国小さくても輝く自治体フォーラムの負担金ということで3万円ですが、この内訳申しますと会費が2万円と途中の参加の1万円と、28年度におきましては高知県の馬路村に行っておりまして、今年度の場所については、申しわけございません、まだちょっと確認がとれていません。

以上です。

住民生活課長
西澤清正議長
住民生活課長

住民。

馬場住民生活課長。

今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私は、44ページの社会福祉総務費の中の報償費で20万円、結婚新生活支援記念品とは何かということですが、こちらにつきましてはフォトフレームを計画しております。

今村議員
住民生活課長

フォトフレームって何？

写真立てです。

次に、60ページの清掃総務費の臨時職員賃金につきましては、堆肥化事業に伴う臨時職員賃金で3名分でございます。年末年始を除く360日間の稼働をしていただいております、月平均は21.5日ほどでございます。

以上です。

今村議員
住民生活課長
税務課長
西澤清正議長
税務課長

賃金は。

賃金は1000円です。

議長。

西山税務課長。

私のほうからは、特別会計予算書の7ページの一般被保険者国民健康保険税の医療給付費現年度課税分の内訳と人数ということを説明させていただきます。

内訳につきましては、調定見込みと収納率を掛け合わせたもので、人数は、申しわけない、把握しておりません、2,000世帯ということでよろしくお願

いします。

2の退職被保険者国民健康保険税、今村議員おっしゃっていただきましたように、退職医療制度、平成31年度に完全になくなります。それに向けて徐々に減少していておりますので、予算のほうも……。

副 町 長 課長、2,000世帯もないやろう。世帯で言えば。一般は2,000人ほどあって、退職が二百かどんだけか知らんやろう、一遍確認して。

ごめんなさい、議長。

税 務 課 長 途中になりまして、申しわけないです。

退職者のほうにつきましては、制度自体がなくなるため、予算としては減少していております。

ちょっと世帯については再度調べますので、よろしくお願いします。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員のご質疑にお答えします。

私のほうからは、ページ67ページの商工費の中の観光費の13の委託料の中のインバウンド宿泊・体験ツアー委託料350万円ということですが、本町を拠点にしまして外国人を誘客するための企画や宿泊体験ツアーの立案を委託するものでございます。

続きまして、その下の……。

今 村 議 員 具体的にどういう構想を持っているんやと聞いてるねん。それは資料に書いてあります。

産業振興課長 具体的なのがなりますと、実は欧米の外国人さんを対象にしまして、いかに豊郷町に来ていただいて、豊郷町を拠点にしまして、来ていただきまして、町のいいところを満喫していただくと。それでとまっていただき、地元の方と……。

今 村 議 員 その具体的な施策をどう考えて、これからどういうふうにするのかというのを聞きたい。

産業振興課長 だから、今それを官民一体となりまして企画立案をしていきたいという思いで計上をいたしました。

続きまして、19の負担金、補助及び交付金の関係で、それもインバウンド宿泊施設整備費補助金としまして200万円を計上しておりますが、外国人さんを対象にしまして空き家を改修いたしまして、宿泊してもらおうということで、1件を予定しております。

以上でございます。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長
地域整備課長

夏原地域整備課長。

それでは、今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私のほうからは、68ページ、1土木管理費の中の土木総務費で、7賃金。この賃金につきましては、環境美化みまわり隊設置事業の関係でございます。みまわり隊3人をお願いしようと思っております。

時間当たりにつきましては1,000円で、1日6時間という形で、月平均にしますと20.5日分を見させていただいております。

めくっていただきまして、70ページの道路橋梁費、15工事請負費でございます。7,299万9,000円。この概算の内訳といたしましては、字要望道路整備事業費につきましては、吉田地区で1件、これは500万円程度でございます。町道路整備事業費でございますけれども、これにつきましては石畑、三ツ池、八町、雨降野におきまして約7件分の舗装と道路整備関係で2,600万円。それと、社会資本としまして舗装の工事が1,500万円分、これは5路線ぐらいを見越しております。それと、3,600万円の内訳の、済みません、舗装の分が1,500万円。橋梁の整備費でございますけれども、これにつきましては杉地区と日栄にまたぐ豊郷川にかかっております橋梁の修繕工事、これを2,100万円見ております。あと、交通安全施設整備事業につきましては、カーブミラーや区画線等につきまして25件ほど上げております。これが500万円でございます。

以上でございます。

人権政策課長
西澤清正議長
人権政策課長

議長

小川人権政策課長。

それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

17ページ、一般会計の17ページの隣保館デイサービスの利用料の算定根拠でございますが、200円で月2回ですので年間24回で、40名分という形で19万2,000円計上したところでございます。

続きまして、不動産売払収入でございますが、ことし分離可能なところの高野瀬の部分の残り、それから長池団地、向台団地の分離可能なところ、合計いたしまして22件の分を売払収入として土地、建物分を計上したところでございます。

続きまして、50ページで、高齢者地域ふれあい交流事業の172万8,000円でございますが、委託につきましては一応委託の仕様書をつくらさせていただきました。町内のデイサービスの実施事業所に仕様書を配らせていただいて、見積もりをいただいた結果、決定しているという経過でございます。

それからもう1点、人数について拡大する余地があるのかという話でございますけれども、これにつきましては年々やっぱり高齢者ですので体が悪うなったり、ちょっと隣保館まで来られんわというふうな方がおられまして、減少傾向にあります。できるだけお声をかけさせていただいて、一人でも多く参加していただけるように配慮していきたいなというふうに思っておるところでございます。

それからもう1点、72ページの負補交ですね。地域改善向け住宅促進全国協議会負担金というところの1万円の中身でございますが、これは改良住宅を持っている全国の市町村が集まりまして、今後の譲渡の方針等、また国の動向等をみんなで改善に向けて要望していこうということで、この会をつくらせていただいて、活動しているという状況でございます。

以上です。

教育次長

議長。

西澤清正議長

岩崎教育次長。

教育次長

それでは、今村議員の質疑にお答えいたします。

ちょっと順番追って行きますので、聞き苦しいところありましたらごめんなさい。

それでは、平成29年度の53ページ、1報酬の部分です。報酬と賃金の部分ですけれども、これは学童保育事業です。1の報酬408万円、この分ですけれども、29年度から教育委員会に移管されたことから、子育て支援センターにこの指導員2名をデスクを置きまして、午前中はこの支援センターで業務をしていただきまして、昼から学童のほうにそれぞれ豊郷学区、日栄学区のほうに行っていて学童の業務をしていただくということです。これは17万円掛ける2人分、12カ月分です。

次に、7の賃金ですけれども、これは従来どおりの学童さんの指導業務していただく8名分です。

次に、愛里保育園の施設費、54ページ、賃金の関係ですけれども、これは従来どおり、支援員がお2人、保育士は一時預かりの分、お2人分、おやつづくりをしてくれはります1人の調理員の分です。

次に、56ページ、子育て支援……。

今村議員

保育園の報酬のほうは。報酬の中の保育士は。

教育次長

済みません。ちょっと耳が聞こえにくいもんで、もう一度お願いします。

今村議員

保育士の1、440万円のちょっと内訳教えてください。

教育次長

54ページの報酬ですか。保育士の6人分です。ごめんなさい。

次行ってよろしいでしょうか。

56ページの子育て支援センター施設費の関係です。報酬、指導員17万円掛ける12カ月分、専門員25万円掛ける12カ月分です。賃金のほうですけれども、1人分1,000円掛ける8時間の244日分です。

次行きます。

77ページ、13の委託料、自尊感情・学びの基礎育成プロジェクト実践活動委託料ですけれども、これは中学校におきまして中学校区の研究会とか、長欠不登校等の研究会の委託料になっております。

次に、人材派遣委託料ですけれども、外国語派遣委託料といたしまして、インタラックの業者に頼んでおります。各小学校、中学校、450万円を計上しております。

ことしから、29年度から、タガログ語といたしまして、日栄小学校に外国人が多いということから、インタラックに委託しまして、そちらのほうの指導もしていただくことになりました。

以上です。

よろしく願いいたします。

社会教育課長補佐

議長。

西澤清正議長

秋尾社会教育課長補佐

社会教育課長補佐

私のほうから、今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、図書館費で報酬でございます。これは図書館長1名、21万9,000円掛ける12カ月分。

西澤清正議長

ページ数は。

社会教育課長補佐

済みません。ごめんなさい。92ページです。

もう一度説明させていただきます。

図書館長が21万9,000円の12カ月分、図書館司書が17万円の12カ月分の2名分、そして図書館協議会の委員報酬ですが、11万6,000円上がっております。これは図書館協議会、図書館の今後のことや活動方法、運営方法を考えてもらう協議会なんですけれども、委員12名、うち5名の2回分、5,500円の2回分でございます。12名のうち、7名は学校及び図書館職員等になっていきますので、残りの一般の方に対して5,500円の5名分の2回分をお支払いしております。

そして、賃金のほうですけれども、週に2回及び学校の長期休暇時にアルバイトとして年間150日。6,200円の150日をお願いしております。

以上です。

医療保険課長

議長。

西澤清正議長
医療保険課長

北川医療保険課長。

それでは、私のほうから特別会計における質疑についてお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計の8ページでございます。財政調整交付金の関係でございます。財政調整交付金、普通調整交付金の部分でございますが、これにつきましては例年9%の掛け率で調整交付金をいただけるものではございませんけれども、保険給付費からいろいろな基盤安定の部分、また前期高齢者の交付金、退職者の交付金等を差し引いた部分に掛け率を掛けてということで、交付金として入ってくるわけでございますが、丸福のペナルティの部分ということではないかというふうに考えております。また、特別調整交付金につきましても、本町の理由に伴わない特別な事情等の、そういう部分で特別という形の3年間の実績を踏まえて見込んでおるところでございます。

続きまして、11ページでございます。一般会計繰入金の5番、その他一般会計繰入金のところでございます。この部分につきましては、その他の一般会計の繰入金のところ、先ほどおっしゃっていただきました丸福の医療分の波及分の部分で490万円程度の部分が見込まれておるところでございます。

また、そのほかにも人間ドック、脳ドックの助成の部分、また特定検診の助成の部分の3分の1がここに入ってくるというふうになっておるところでございます。

続きまして、介護保険特別会計でございます。

53ページでございます。特別徴収の現年度特別徴収保険料の人数でございますけれども、1,809人と試算をしておるところでございます。また、普通徴収は120人でございます。そして、サービス付き高齢者向け住宅の中の本町の部分ということでございますけれども、常にうちとの何人という報告があるわけではございませんので、前後しておる場合もございますけれども、ほぼ3名程度の方が豊郷出身の方で入っておられるのではないかというふうに考えておまして、そのほかはまず住民票が移っておられましても住所地特例が生きておるといふふうに考えておりますので、その3人程度ではないのかなということ考えております。

それと、その個々の方のサービスの内訳までが一人一人の部分というのは明確には出ておらないということで、具体的な数値についてはちょっと把握しておらないところでございます。

続きまして、57ページでございます。町債の部分。今年度の予算の87万円。これにつきましても、いろいろな歳入歳出を見た結果、87万円というのはどう

しても借り入れなければならないというふうに至ったということからすると、昨年よりは借り入れは低く抑えられているのかなという部分でございます。

それと、続きまして60ページでございます。

60ページの一番上、地域包括支援センター運営協議会費の中の5万5,000円の報酬でございますが、基本的には現在のところ、包括支援センター運営協議会の委員様は10名の予定をしております、事業所の代表の方、またそして医師の方、学識経験者、老人クラブの方、民生委員の代表の方、被保険者代表の方とか、そういう方々から出ているということでございます、内容といたしましては包括支援センターの運営状況についてご報告をさせていただいて、今後の安定的な健全な運営をしていけるための助言をいただいたりしております。

続きまして、保険給付費の計画数値との分析というところでございますけれども、計画が5億3,000万円程度ですが、予算では5億4,000万円を超えておるといふ部分、これについてはやはりどこら辺がふえてきているのかということについては、やはりこの地域密着型の部分、そしてまた計画給付とか、その部分がふえてきているのではないのかなというふうにご考慮しております。

また予防のほうでございますけれども、先ほど指摘いただきました66ページの部分、総合事業の部分でございますが、まず訪問型サービス事業費の負担金の部分では3名の方で計画をしております。また、通所型サービスでは8名の方の部分の予算を計上しております。

以上でございます。

今村議員 介護サービスの下の介護予防サービス等諸費のところの62ページの800万円が前年度に比べ296万7,000円減になって当初予算になっていて。

医療保険課長 申しわけございません。済みません。その部分の300万円程度が減額になっておるとおっしゃっていただいた部分が、この66ページの項の3の1の部分に現行型のサービスをそのまま総合事業で移行するというふうにご全員協議会の中でもご説明をさせていただきました部分がこちらのほうの予算に移行したという部分でございますので、ほぼいいですか、少し計画よりは上がっているのではないかなというふうにご考慮しております。済みません。

以上でございます。

西澤清正議長 再質疑ありますか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今 村 議 員 介護保険特別会計の今の説明でもう一言お聞きしたいんですが。この介護予防・日常生活支援総合事業に、先ほどの介護保険給付費の中からこちらに事業が移管しているという説明だったんですけども、この訪問型サービス事業費負担金3名分、これは普通に言うと居宅にヘルパーさんに来てもらう生活支援とか、そういう支援ですよ。通所型サービス事業費負担金315万9,000円というのは、デイサービスのことだなというふうに思うんですが、この3名、8名という方は28年度、もう現行で要支援1・2を受けておられる方はそのまま現在の介護保険サービス給付の中でフォローされるということは決まっていますが、29年度、新年度におきまして要支援、また要支援の1・2でサービスを受けようという方がここに来ているんじゃないかなと思うんですが、要支援1で1カ月の限度額というのが大体5,000円ぐらいで、要支援2で限度額1万円ぐらいですね、あの基準からいけばね。そうなった場合に、原則、本人負担は現役並みの人はいますが、普通1割利用料負担なので、その1カ月分の費用というのは大体要支援で50万円かかるし、1で、2で大体その倍で100万円ぐらいかかるわけじゃないですか。年間でね。

そうなった場合、その9割の今までは保険給付から出たその9割については、ここではその9割はこの負担金、補助金及び交付金というところで保険者が払うべき事業所に対する9割分の給付ってというのは、ここには見積もってあるわけ。その算定にこれはできているんですか。どういう算定の308人分が315万9,000円か。訪問型サービス事業費負担金88万3,000円のその3人分ということで一応計上されておりますけど、その負担の具体的な内容をちょっと教えてください。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再質疑にお答えをいたします。

まず、訪問型のほうから申し上げます。現在、この88万3,000円の予算の積算の根拠といたしましては、訪問介護費、月当たり2万3,350円を見ておりまして、その12カ月掛ける3件、これで84万円。そこへ初回加算、また生活機能向上連携加算というのが1,000円とか2,000円とか要りますので、88万3,000円というふうに計上しておるところでございますし。

続きまして、通所介護のほうでございますが、要支援1の方につきましては1万6,470円の方を3名見ております。掛ける12カ月。これで59万2,000円でございます。

続きまして、要支援2の方は3万3,770円ですから、倍ぐらいの、掛け

る12の5件で202万6,000円。そこへ先ほど言いました初回加算等加算されまして、大体315万円ぐらいというに考えておりますので、おっしゃっていただいたような限度額までにはおさまっているというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤清正議長
議 員
西澤清正議長

ほかに質疑はありますか。

なし。

ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第19号平成29年度豊郷町一般会計予算を予算決算常任委員会に、議第20号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第22号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計予算、議第23号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第21号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計予算、議第24号平成29年度豊郷町水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに異議はありませんか。

議 員
西澤清正議長

異議なし。

異議なしと認め、よって、議第19号を予算決算常任委員会に、議第20号、議第22号及び議第23号を文教民生常任委員会に、議第21号及び議第24号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今期定例会において本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第32、請願第1号豊郷町の介護保険制度をよくする請願を議題といたします。

紹介議員である今村恵美子議員の説明を求めます。

今 村 議 員
西澤清正議長
今 村 議 員

議長。

今村議員。

それでは、豊郷町の介護保険制度をよくする請願。

これは介護保険をよくする豊郷町の会代表、長谷川さふみ氏から提出をされております。

皆さんに見ていただければわかりますが、請願趣旨は、豊郷町の人口も高齢化で高齢者のみの世帯も増加し、介護や介助を必要とする高齢者が増え続けています。また、豊郷町の65歳以上の世帯では、町民税が非課税の世帯が大きな比重を占めています。

介護保険料の基準額は、平成27年度、28年度と続けて改訂され、保険料が引きあげられています。国の年金削減、消費税増税などで町民は苦しい生活に陥っています。また、利用料を支払うのが困難な高齢者はサービスを受けずにがまんを強いられています。今後も介護が必要な人は増え、介護の必要性はますます高まっていきます。私たちは、老後も安心して、豊郷町で暮らし続けたいと考えています。すべての町民が老後を安心して暮らせるように、下記の事をお願いいたします。

請願事項。1、介護保険料、利用料を下げてください。これは、豊郷町は平成28年度にも続けて引き上げが行われました。第6期での全国平均が月標準額で5,514円ですが、豊郷町の標準額は月6,000円です。その中で、介護保険料の9段階でつくられていますが、きょうの補正の中でも出ておりましたけれども、豊郷町は第1段階から第5段階、そこは本人非課税という、住民税非課税の方ですが、そういった方が65歳以上の約7割おられます。その中で、国は法定軽減を今回あったような低所得者に対する軽減措置とか、施設に入ったときに補足給付とかいろいろありますが、そういった法定軽減も国としては幾分実施しておりますが、それ以外として介護保険法第142条に市町村は条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し保険料の減免や徴収猶予をすることができます。こういった介護保険法による条例制定で保険料、また利用料の減免規定をつくっている自治体もあります。また、保険料自体を負担が大きいということと一般会計からの繰り入れをしている自治体も全国であります。

こういったことも含めて、豊郷でできる介護保険料、利用料を引き下げる、こういったことに豊郷町政も積極的に取り組んでいただきたいというのが第1番の請願事項です。

次に、第2番目、新総合事業実施にあたって、必要なサービスが受けられるようにしてください。これはもうるる担当課の課長からも説明ありますが、総合事業、今年度、新年度から移行されるということになって、町の独自の総合事業が取り組まれていきます。これで言われているのは、全国各自治体の格差が生まれてくるのではないかということなんです。受け皿がないところと、またそういった事業に工夫をしていかない、いろんなことも財源がない、いろんなこともありますが、こういったことではなくって、要支援の1・2が今、新総合事業の対象事業になりますが、必要とするこういった利用者のサービスを低下をさせない。必要なサービスが町内でも町外でも民間の事業所でも受けられる、こういったことを町として進めてくださいというのが第2番です。

第3番目は、介護サービスを提供する事業所に対する事業費の支給は、現行を

下回ることなく、サービスに見合ったものとしてください。これは豊郷が今保険者になっていますので、介護保険会計からの支出として事業所に対する介護報酬並びにその給付に対する負担、これが本来は介護保険法は本人負担が原則1割で、現役並みの収入がある高齢者に対しては2割負担というのが始まっておりますが、残りのかかった費用の9割は保険者のほうから事業所に支払うというシステムになっています。

こういったことに対しても、豊郷は総合事業を一般施策化して社会福祉協議会に委託していきたいというような話はされておりますが、その一般施策にするにしても、やっぱり必要なサービスが低下しない。こういったことも含めて、ぜひ町としての具体的な対策、またそういった支援をしていただきたいということを含めて、こういった請願事項を、きょう、会の人が朝一番にここに、事務局に来られまして、町内全域での署名の今の到達点で700名を超す人の署名を添えて請願が出されました。みんなここにおられる皆さん、これから年はとっていきますので、自分の問題として安心して介護保険サービスも受けられる豊郷をつくるために、皆さんとこの問題で議会でも皆さんの賛同を得て、町にこういったこともぜひ頑張っていたきたいということで請願は出されていますので、同僚議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

西澤清正議長

ありがとうございます。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

ないようでありますから、これをもって質疑は終結いたします。
ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにいたしました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
日程第33、発委第1号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

西澤博一議会運営委員会委員長の提案の趣旨説明を求めます。

西澤博一議会

運営委員会委員長

議長

西澤清正議長

西澤博一委員長。

西澤博一議会

運営委員会委員長

それでは、発委第12号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案について趣旨説明を行います。

昨年、平成28年12月議会で可決された豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案に基づき、本条例を改正するものであります。

今回の改正内容を説明いたしますが、ことし4月より、豊郷町簡易水道事業特別会計が豊郷町水道事業会計となることに伴い、第2条の中の「予算決算常任委員会の所管について特別会計を除く会計とする。」を「特別会計及び公営企業会計を除く会計とする。」に改めるものであります。

以上、簡単であります。議員各位のご理解をよろしく願いいたします。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発委第1号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるようよろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございます。

(午後3時45分 散会)